

～伝建地区からの借景に関する範囲等調査～

目次

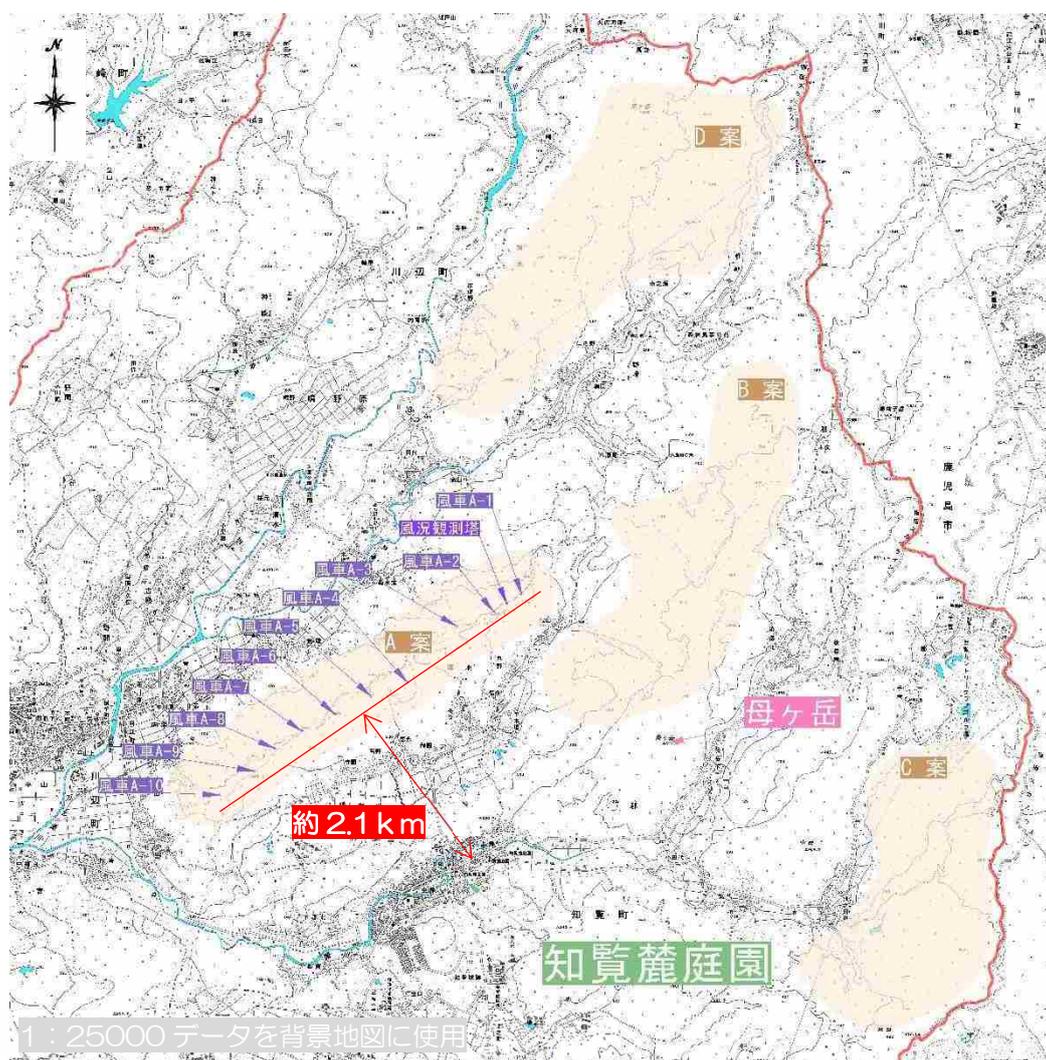
序章 調査の目的	1
第1章 伝建地区の景観要素.....	2
第1節 周囲の山並みに対する山当て.....	2
第2節 半農半土の集落	7
第2章 視点場の設定	8
第1節 視点場の設定	8
第2節 視点場からの眺望方向	12
第3章 借景の現況調査.....	13
第1節 各視点場の現況	13
第2節 各視点場の課題	16
第4章 借景範囲の分析.....	17
第1節 分析手法	18
第2節 視線設定	20
第5章 借景範囲の分析結果.....	22
第1節 視点場1：武家屋敷庭園（平山克己邸）	22
第2節 視点場2：知覧小学校 校庭出入口	23
第3節 視点場3：武家屋敷裏通り（竹林前）	24
第4節 視点場4：亀甲城跡 展望台（GL+5m）	25
第6章 モンタージュ分析	26
第7章 景観保全に関する制度の検討.....	28
第1節 保全区域設定の検討	28
第2節 借景の保全制度の検討	34
第3節 保全制度の設定の課題	41
第8章 その他の課題	44
資料	47

序章 調査の目的

本調査は、伝統的建造物群保存地区から視点場を設定し、視点場からの借景に当たる範囲を特定し、景観地区及び地区計画等の範囲設定の根拠とすることを目的とします。

また、風力発電用の風車を設置した場合のモニターシュ写真の作成を行い、借景を保全するための施策決定を行う方法について提案するものです。

以下に示す知覧地域周辺の山間部において風力発電施設の建設へ向けた計画が提示されております。



風力発電施設 計画案

第1章 伝建地区の景観要素

知覧麓は、1981年(昭和56年)重要伝統的建造物群保存地区(伝建地区)に指定されており、その解説文は以下のとおりです(文化庁 国指定文化財等データベース Web サイト参照)。

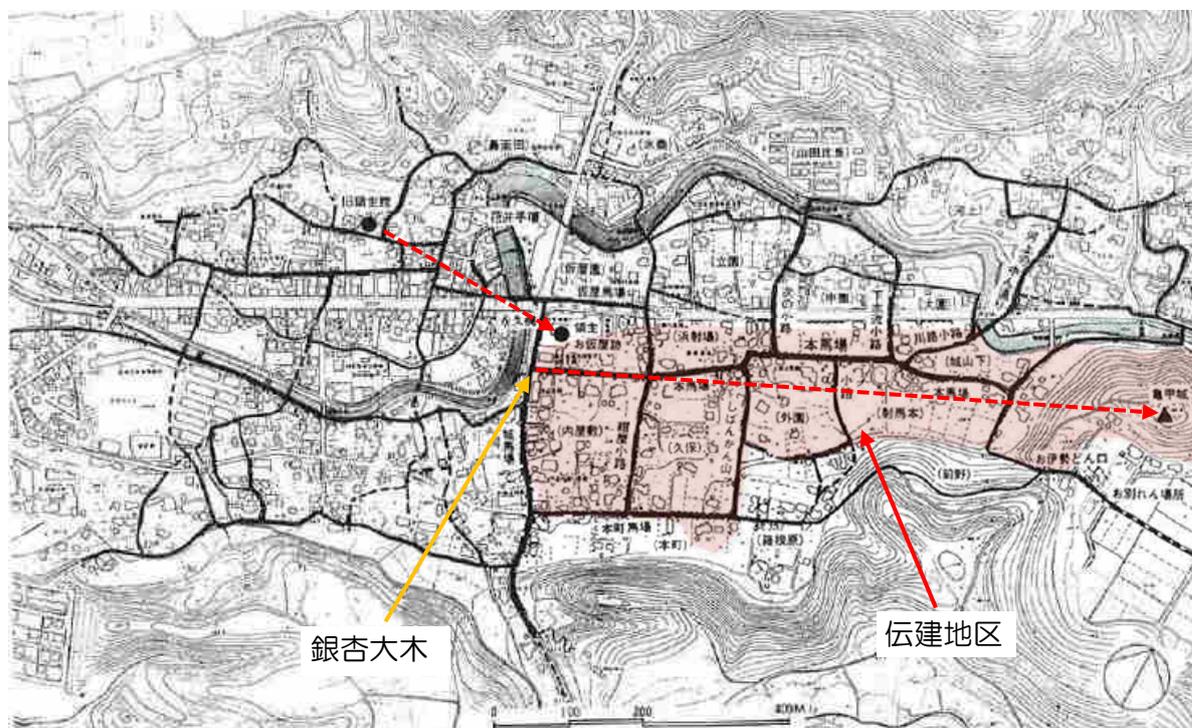
「薩摩藩政時代に113外城の一つとして、知覧島津氏(佐多氏)の私領地であった知覧麓は江戸時代中期に整備されたと伝えられる。

領主の御仮屋を中心とした道路割りが旧態をよく保持するとともに、通りに面した石垣の上に生垣が連なり庭園都市的な造りとなっている。」

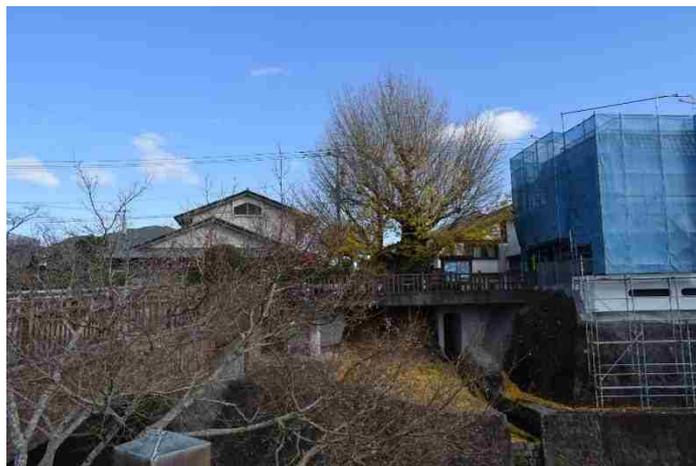
第1節 周囲の山並みに対する山当て

伝建地区は旧領主周辺からお仮屋周辺に麓中心が移転するに際し、街路が直線的になり、街区が面積も大きく整備され、また銀杏大木と亀甲城を中心とした線引きによる構想が見られるとされております(「知覧麓の武家屋敷群 知覧伝統的建造物群保存地区 保存対策調査(見直し)報告書(平成2年度調査)」1990年 知覧町教育委員会)。

京都にみられる四神相応、天心十道定穴法と言った地形や方位による呪術については、方角が違うことにより不確かですが、当時の人々は京都から移植した銀杏、麓を囲む周囲の山々、麓川、庭園等、京の都に重ねていたものと思われる。



街路推定復元図
伝統的建造物群保存地区 保存対策調査報告書(改訂版) P.111 より抜粋

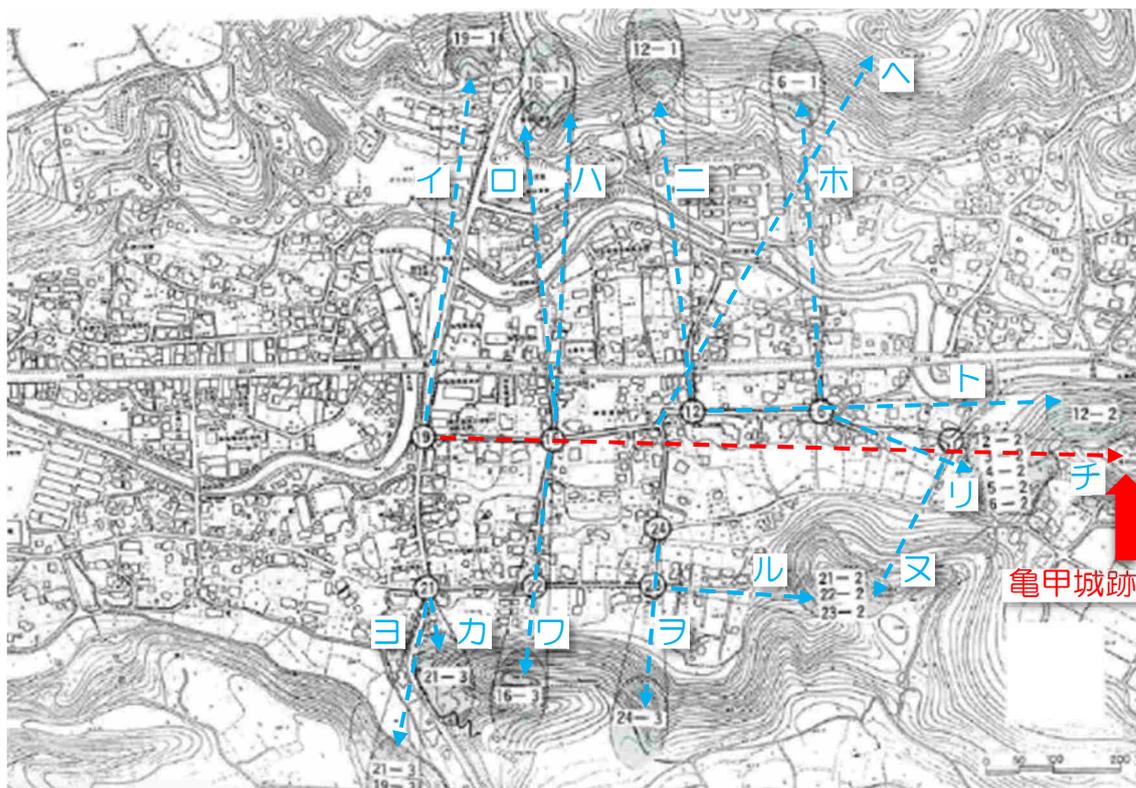


江戸時代京都から移植された銀杏大木（麓川対岸より）

また報告書では、それぞれの街路から周囲の山並みの高みを目標として線引きされる山当てもみられる街路景観になっているとされています。

この山当てが知覧麓移設時に設定された景観要素と考えられます。庭園からの母ヶ岳の借景は、屋敷を造成していく中で特色としていったもので、当初の麓の構想としては、母ヶ岳ではなく、まず周囲の山並みに重きを置いたものと考えられます。

伝建地区の街路の毎日清掃された小路、手入れされた石垣・生垣から見える周囲の美しい山並みを守ることが、伝建地区の景観の保全に必要と考えられます。



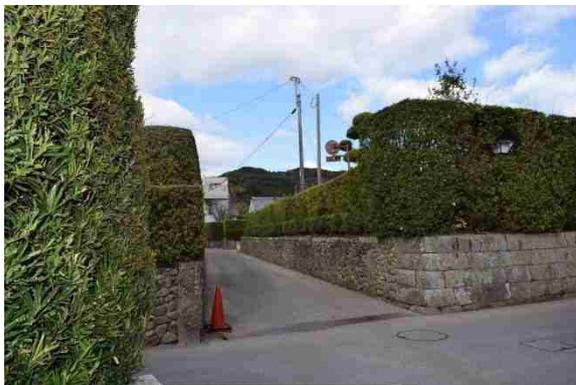
街路から望める山並み
伝統的建造物群保存地区 保存対策調査報告書（改訂版）P.233 より抜粋



イ (川辺方向)



ロ (川辺方向)



ハ (川辺方向)



ニ (川辺方向)



ホ (川辺方向)



ヘ (川辺方向)



ト (亀甲城跡方向)



チ (亀甲城跡方向)



リ（亀甲城跡方向）



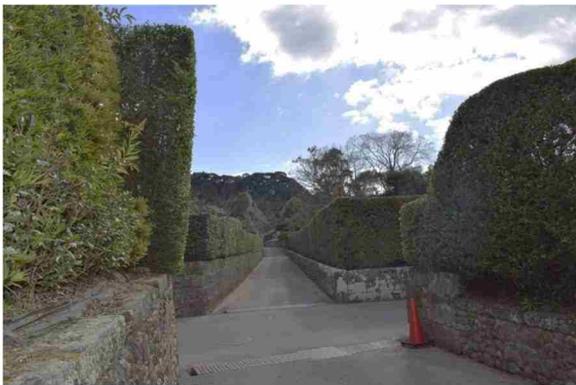
又（颯娃方向）



ル（東方向）



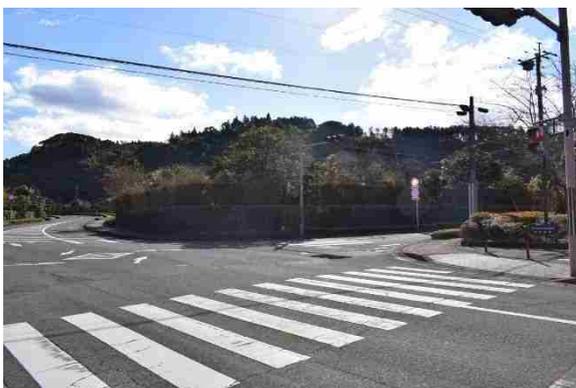
ヲ（颯娃方向）



ワ（颯娃方向）



カ（颯娃方向）



コ（颯娃方向）



母ヶ岳方向 3D 地形図(Google Earth)



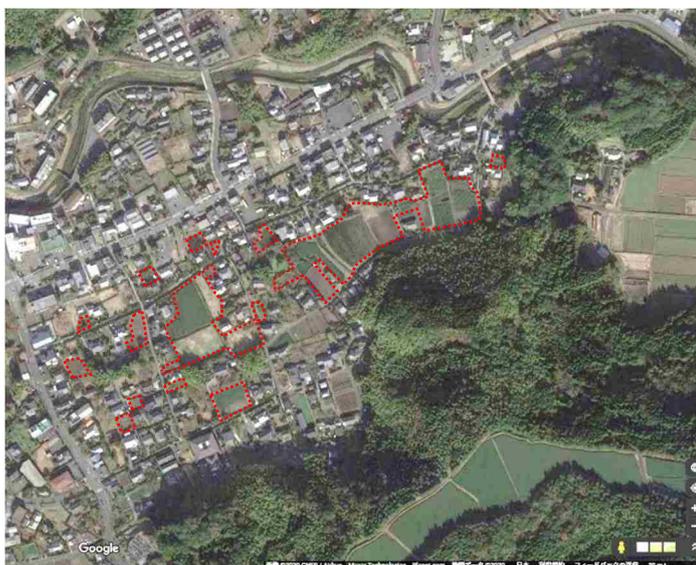
川辺方向 3D 地形図(Google Earth)



瀬娃方向 3D 地形図(Google Earth)

第2節 半農半土の集落

知覧麓は、鎌倉時代以後の郷土制度を受け継いだ半農半土の集落が起源ともされ、屋敷に畑が隣接し、屋敷と一体化した景観を構成しています。



伝建地区内畑(Google Map より)



屋敷に隣接する畑(亀甲城跡上空より)



屋敷に隣接する畑(裏通りより)



屋敷に隣接する畑(裏通りより)

第2章 視点場の設定

前章で述べた伝建地区からの景観要素の保全に向け、借景・景観範囲を地図上に可視化するため、視点場を設定します。

第1節 視点場の設定

視点場は、古くから楽しまれてきた伝建地区内全域からの周囲の山並み、庭園からの母ヶ岳の借景といった景観を各視点場で補完し包括的な範囲を示すとともに、日常的に利用される小学校等を考慮し、以下の4つの視点場を設定しました。



視点場位置図

視点場 1：武家屋敷庭園（平山克己邸）

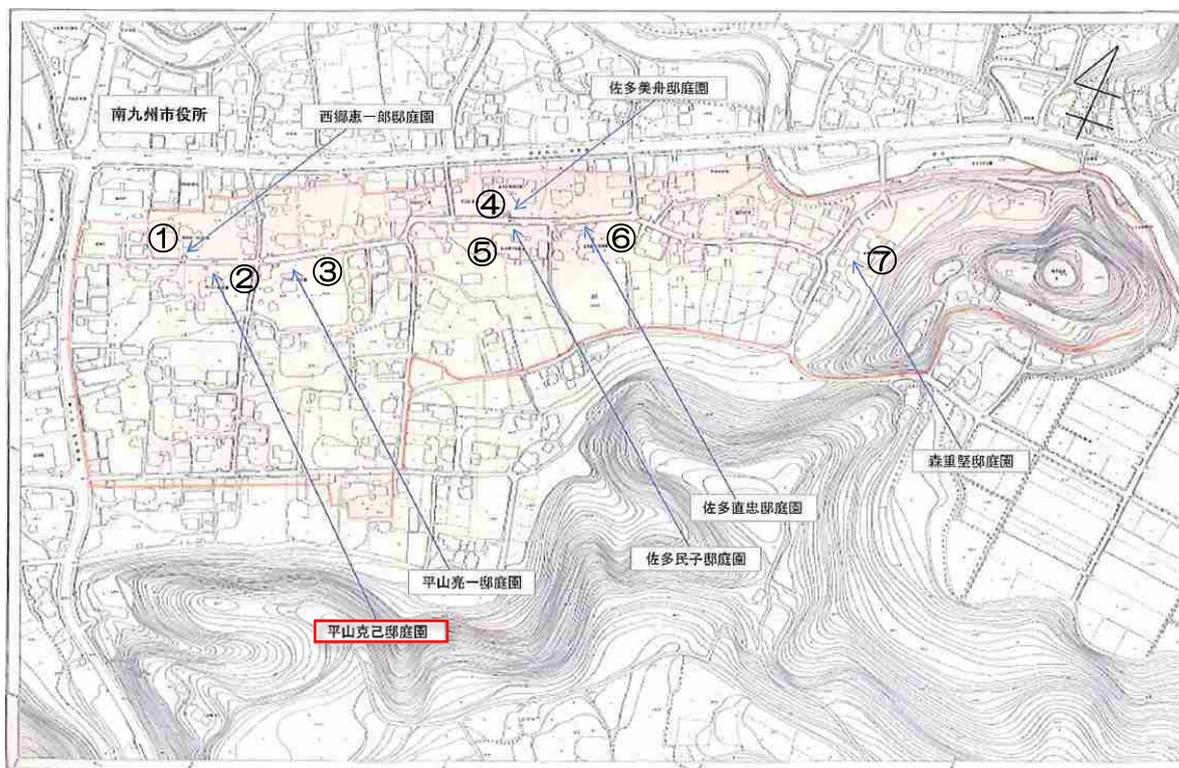
1981年(昭和56年)7つの庭園が「優れた意匠で構成されており、また、その手法は琉球庭園と相通するものがあり、庭園文化の伝播を知る上でも貴重な存在である」として国の史跡名勝天然記念物の指定を受けており、一般公開され、多くの観光客が訪れています。

伝建地区の武家屋敷の庭園は、母ヶ岳の優雅な姿を借景に取り入れた庭園が多く、最も庭園群の中で母ヶ岳を借景として取り入れている平山克己邸の庭園を視点場として設定しました。平山克己邸の庭園は、以下のように評されています。

「母ヶ岳の優雅な姿をとり入れた借景園である。北側の隅には石組みを設けて主峯となし、イヌマキの生垣は母ヶ岳の分脈をかたどっている。また、どこを切り取っても一つの庭園を形づくり、調和と表現に優れた庭園として絶賛されている。大海原には無人島が浮かび、遠くには緑の大陸が望まれ、想像とロマンの世界で楽しめる庭園である。」

(知覧武家屋敷庭園 Web サイトより抜粋)

庭園からは当然ながら周囲の山並みを楽しむことはできますが、本視点場は母ヶ岳方向に絞り、周囲の山並みについては後述の視点場に委ねることとしました。



重要伝統的建造物群保存地区地形図



①西郷恵一郎邸庭園



②平山克己邸庭園



③平山亮一邸庭園



④佐多美舟邸庭園



⑤佐多民子邸庭園



⑥佐多直忠邸庭園



⑦森重堅邸庭園



本通り (①西郷恵一郎邸前)

なお庭園北側の山並みは、後述の視点場3にて補完しております。



③平山亮一邸庭園 北側方向



⑤佐多民子邸庭園 北側方向

視点場2：知覧小学校 校庭出入口

知覧小学校は、伝建地区外ではありますが知覧地域で高台に位置しており、小学生や幼稚園児、学校行事で多くの人が集まる場所であり、知覧のまちや周囲の山並みを眺望する場所であるため、視点場として設定しました。

視点場3：武家屋敷裏通り（竹林前）

武家屋敷近くの裏通りには、竹林ロードがあり、観光客が散策できる場所となっています。その竹林ロードの出入口付近からは、茅葺屋根の古民家が建ち、昔ながらの半農半土の集落の景観が残っていることや、周囲の山並みと一体となった景観を有しているため視点場として設定しました。

平山克己邸の縁側から見える北側の山並みの範囲も補完する視点場となります。

視点場4：亀甲城跡 展望台（GL+5m）

亀甲城跡は、伝建地区内にある史跡で武家屋敷に隣接し、伝建地区や知覧の街並み及び周辺の山並みを一望できる可能性があり、将来的に観光施設として展望台の整備計画が予想されるため、視点場として設定しました。

第2節 視点場からの眺望方向

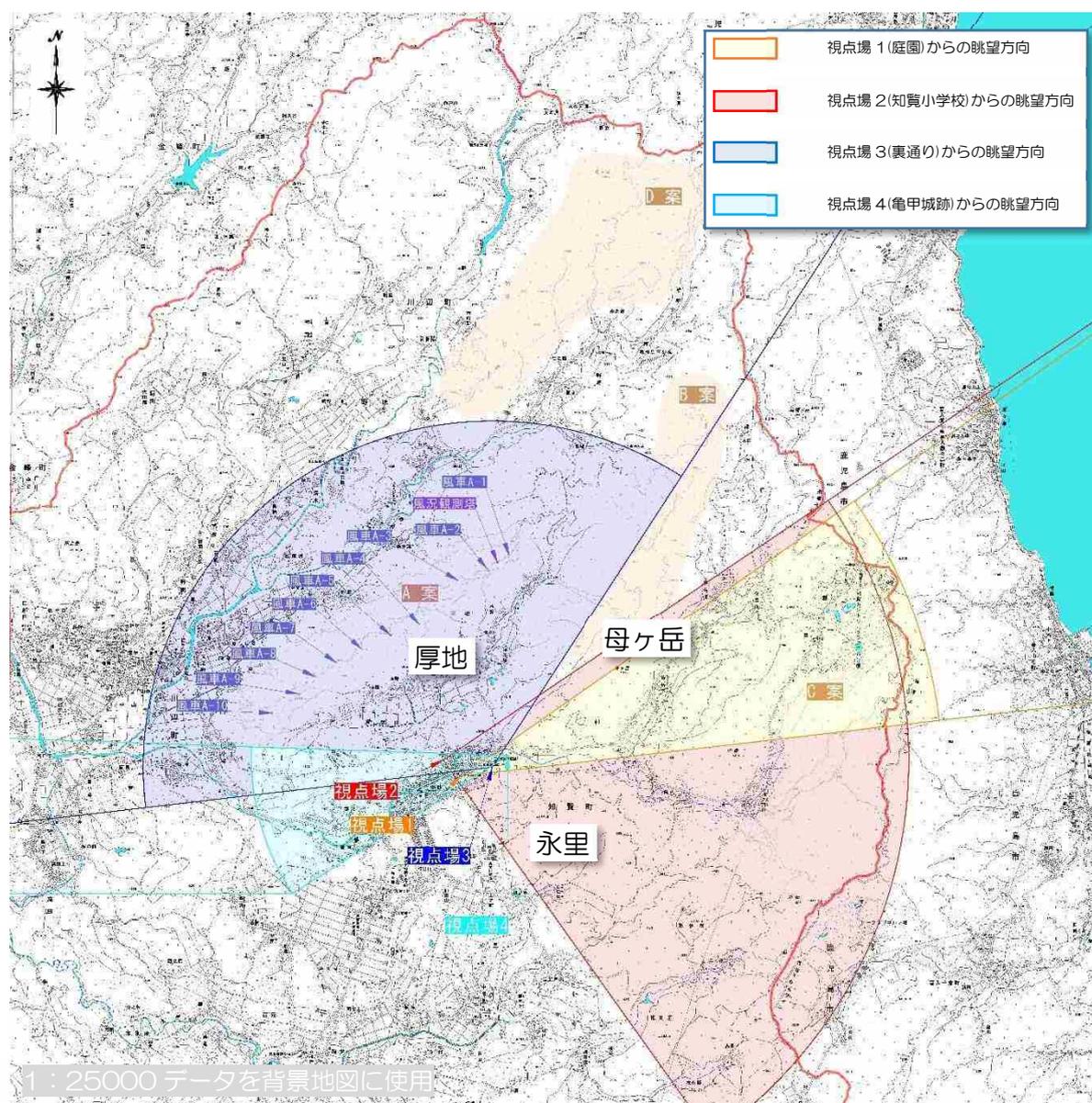
設定した眺望方向は、以下のとおりです。

視点場1(庭園)：母ヶ岳方向(東方向)／黄色

視点場2(知覧小学校)：母ヶ岳方向～知覧町永里方向(東～南東方向)／赤色

視点場3(裏通り)：知覧町厚地方向(西～北～北東方向)／青色

視点場4(亀甲城跡)：武家屋敷の本通り方向(西～南西方向)／水色



視点場 1～4 からの眺望方向

第3章 借景の現況調査

第1節 各視点場の現況

各視点場の眺望は、現況踏査の結果、以下のような景観を有しています。

視点場1：武家屋敷庭園（平山克己邸）

平山克己邸の武家屋敷庭園は、刈り込まれた生垣や庭木の背景に、母ヶ岳を借景とした景観を有しています。縁側からのぞむ北側の景観については、視点場3：武家屋敷裏通り（竹林前）の地表から約1.5mの眺望範囲で補完することとしました。



出入口からの庭園借景



出入口からの景観



借景の計測



縁側からの借景（地表より約1mの視点）

視点場 2：知覧小学校 校庭出入口

知覧小学校の校庭出入口からの景観は、広角な眺望範囲を有し、知覧の市街地や周辺の山並みを眺望できる景観を有しています。



校門からの東方向の景観



北東方向の景観



東方向の景観



南東方向の景観



眺望方向の計測

視点場 3：武家屋敷裏通り（竹林前）

武家屋敷の裏通りの景観は、畑や武家屋敷越しに周辺の山並みを眺望できる景観を有しています。



裏通りからの北方向の景観



西方向の景観



眺望方向の計測

視点場 4：亀甲城跡 展望台（GL+5m）

亀甲城跡は、5m以上の樹木が全周囲生い茂っており、現在眺望は有していない状況です。

眺望方向の樹木を一部伐採し切り開くことにより、展望台を設置することで、武家屋敷群を望む視点場として期待されます。



先端カメラ写真(武家屋敷方向)

頂上の記念碑



先端カメラ写真(武家屋敷方向)

展望台建設予定地

山頂上空からドローン(頂上地表より約 28m)にて武家屋敷方向を撮影した写真は、以下のとおりです。本調査では、武家屋敷周辺を見渡せる範囲を想定し、伐採した樹木の間から見える方向を眺望方向としました。



西方向の景観

＜亀甲城跡地の休憩所＞

亀甲城跡地の休憩所は、展望台予定地と同様に周囲は5m以上の樹木に覆われており、現在視界は展げていない状況です。



休憩所周辺



休憩所内からの景観

第2節 各視点場の課題

各視点場の景観上の課題としては、以下のようなことが考えられます。

視点場1：武家屋敷庭園（平山克己邸）

平山克己邸の武家屋敷庭園は、母ヶ岳を借景とした景観を有しているため、事業実施想定区域の風力発電施設は、借景となる山並みを含めない区域とすることが課題です。

視点場2：知覧小学校 校庭出入口

知覧小学校校庭出入口は、広角の眺望を有しているため、事業実施想定区域の風力発電施設は、相当数視認されることが課題です。

視点場3：武家屋敷裏通り（竹林前）

武家屋敷裏通りは、武家屋敷周囲の山並みを眺望できる景観を有しているため、事業実施想定区域の風力発電施設は、山並みを含めない区域とすることが課題です。

視点場4：亀甲城跡 展望台（GL+5m）

樹木を伐採しすぎると麓から展望台が逆に目立ってしまうため、山頂景観への配慮が課題となります。

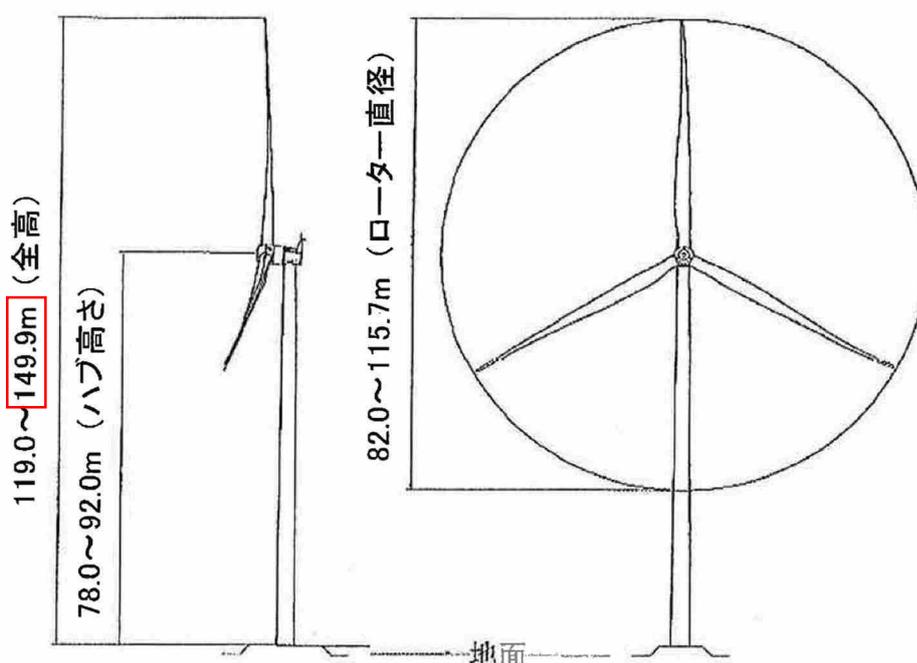
第4章 借景範囲の分析

視点場からの眺望方向に風力発電施設が建設される場合、施設が見えるのか見えないのか、可視領域の調査・分析を行います。

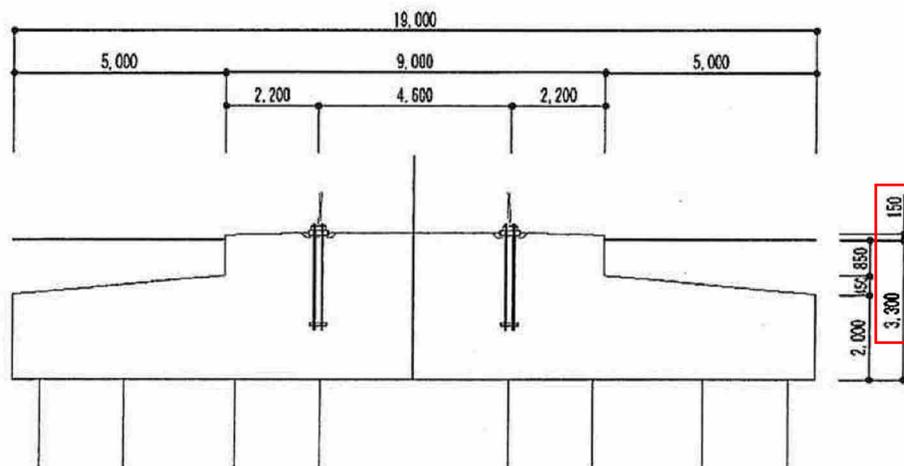
事業計画案に基づき、現時点では設置位置は未設定ではありますが、調査段階の風力発電機資料に基づき風車高さ等を設定し分析を進めることとしました。

事業計画案における風力発電機およびその基礎構造の概略図は以下のとおりとなります。

本調査段階ではこれに基づき、施設の高さは、概略図に示された最も高い高さである153.350mを設定しました（ $149.900\text{m} + 3.300\text{m} + 0.150\text{m} = 153.350\text{m}$ ）。



風力発電機の概略図(予定)

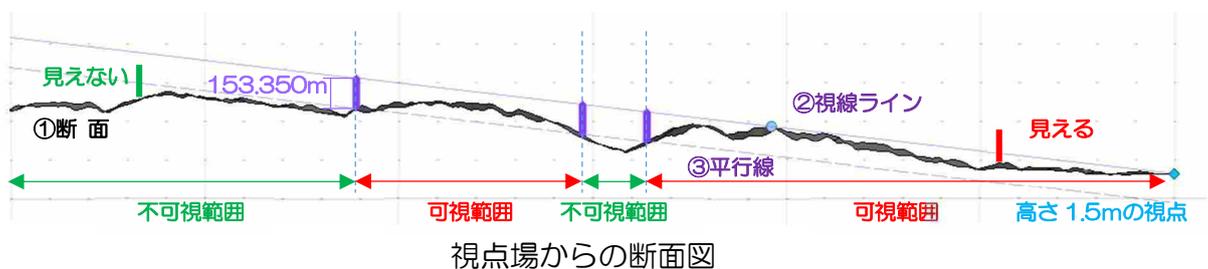


風力発電機の基礎構造の概略図(予定)

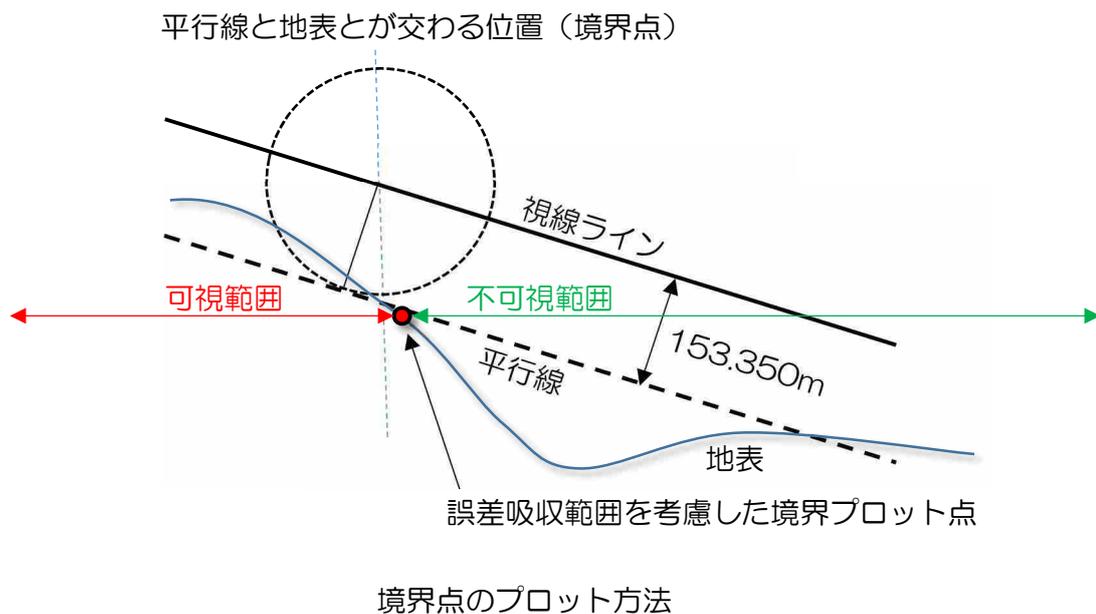
第1節 分析手法

借景範囲は、地形図に基づき、以下のような手法にて分析しました。

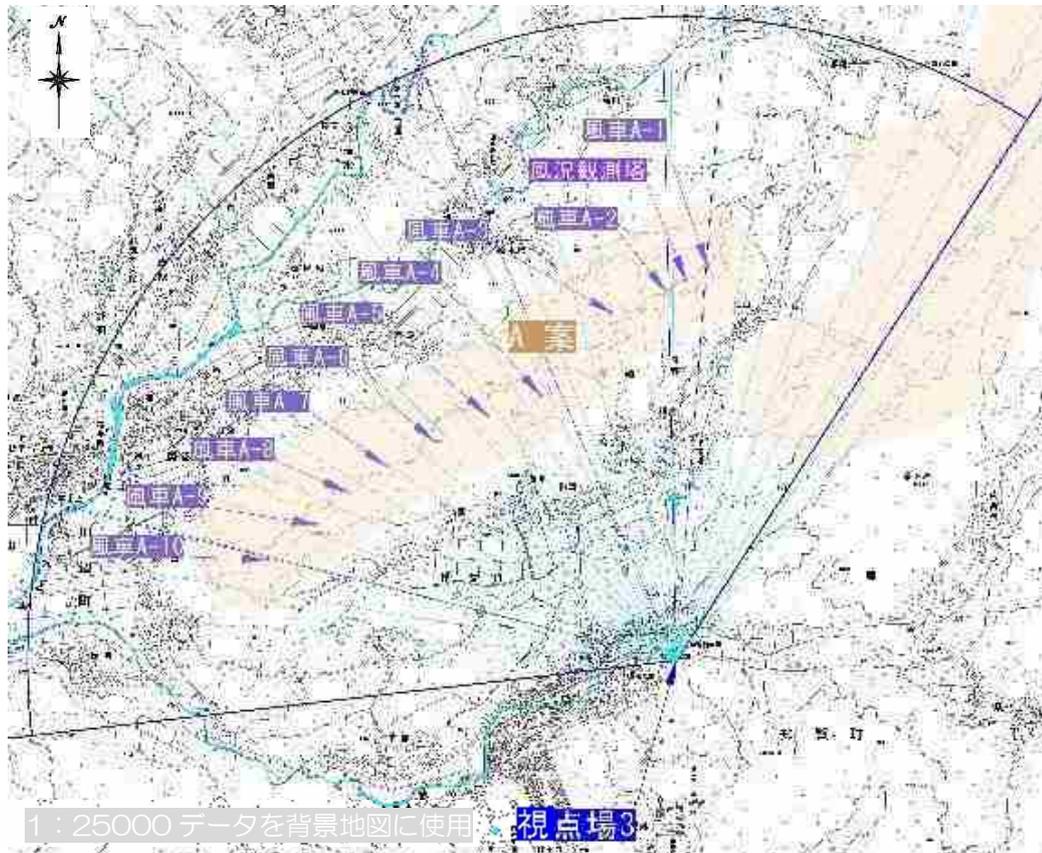
- ① 国土地理院の基盤地図情報 数値標高モデルを使用し、設定した視点場から眺望方向に断面図を作成します。
- ② 次に、およそ地表から 1.5m を視点の高さとし、視界での一番高い稜線を結ぶ視線ラインを作成します。
- ③ 風力発電施設の高さを 153.350m に設定し、前項で作成した視線ラインから地表方向に平行線を描き、この平行線と地表が交わる場所を風力発電施設の可視-不可視の境界点としました。



※境界点の直上で視線ラインから鉛直方向に垂線を下すと風力発電施設の高さよりわずかに高くなっており、これを諸々の誤差吸収範囲として評価しております。また同様に境界点より標高が若干低い点を諸々の誤差吸収範囲を考慮しプロットしています。これらは不可視範囲が狭くなる方向の補正となります。



- ④上記の可視—不可視の境界点を眺望範囲に合わせ、原則としておよそ5° 間隔で断面図を作成し、風力発電施設の可視範囲を設定しました。

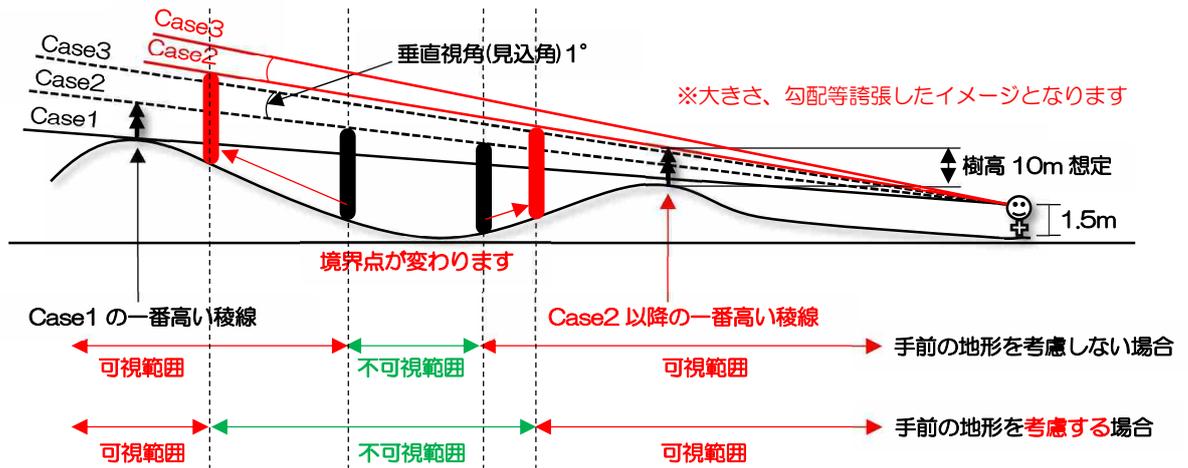


断面評価方向

<Case2 の設定について>

視点場から 10m の樹木を見た場合、遠くより近い樹木の方が大きく見えます。それにより、地形の傾斜によっては Case1 で設定した視界に見える稜線と Case2 以降の 10m の樹木により形成される一番高く見える稜線の位置は変わってきます。

Case2 以降はこれに従い、手前の地形も確認し設定します。



視界に見える稜線の位置が変わってくる場合

第5章 借景範囲の分析結果

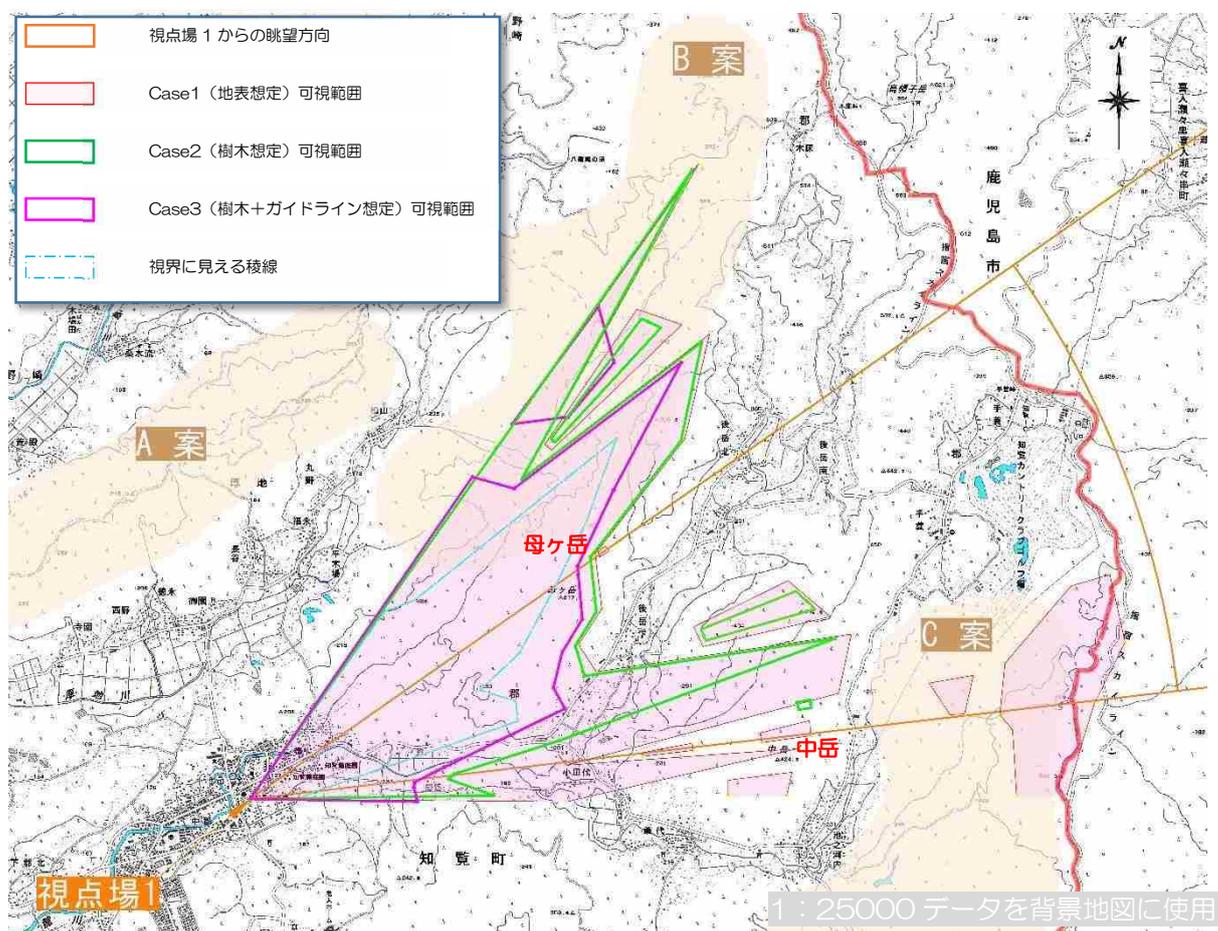
第1節 視点場1：武家屋敷庭園（平山克己邸）

視点場1からの眺望方向は、第2章 第2節に示す眺望範囲に基づき、図示しております。

母ヶ岳の借景は、重要な庭園の景観であることから、生垣で隠れた部分まで範囲を広げて評価しています。

Case1の可視範囲が一番広く、Case3が一番狭くなります。

風力発電施設計画B案、C案の事業実施想定区域と重なるものと推察され、その区域に建設した場合に、風力発電施設が見える可能性があります。



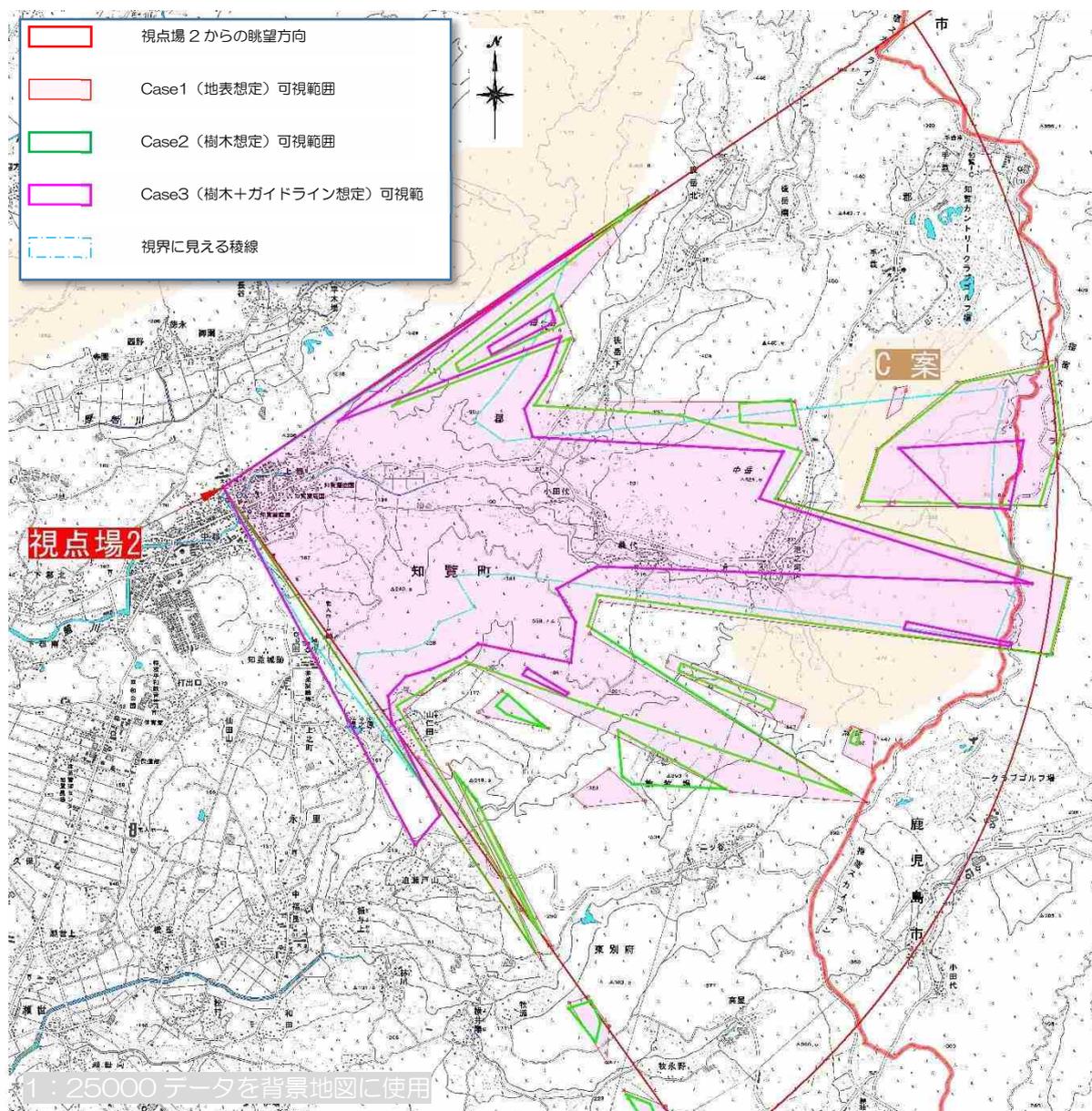
視点場1からの借景範囲の分析結果

第2節 視点場2：知覧小学校 校庭出入口

視点場2からの眺望方向は、第2章 第2節に示す眺望範囲に基づき、図示しております。

Case1の可視範囲が一番広く、Case3が一番狭くなります。

風力発電施設計画C案の事業実施想定区域と重なるものと推察され、その区域に建設した場合に、風力発電施設が見える可能性があります。



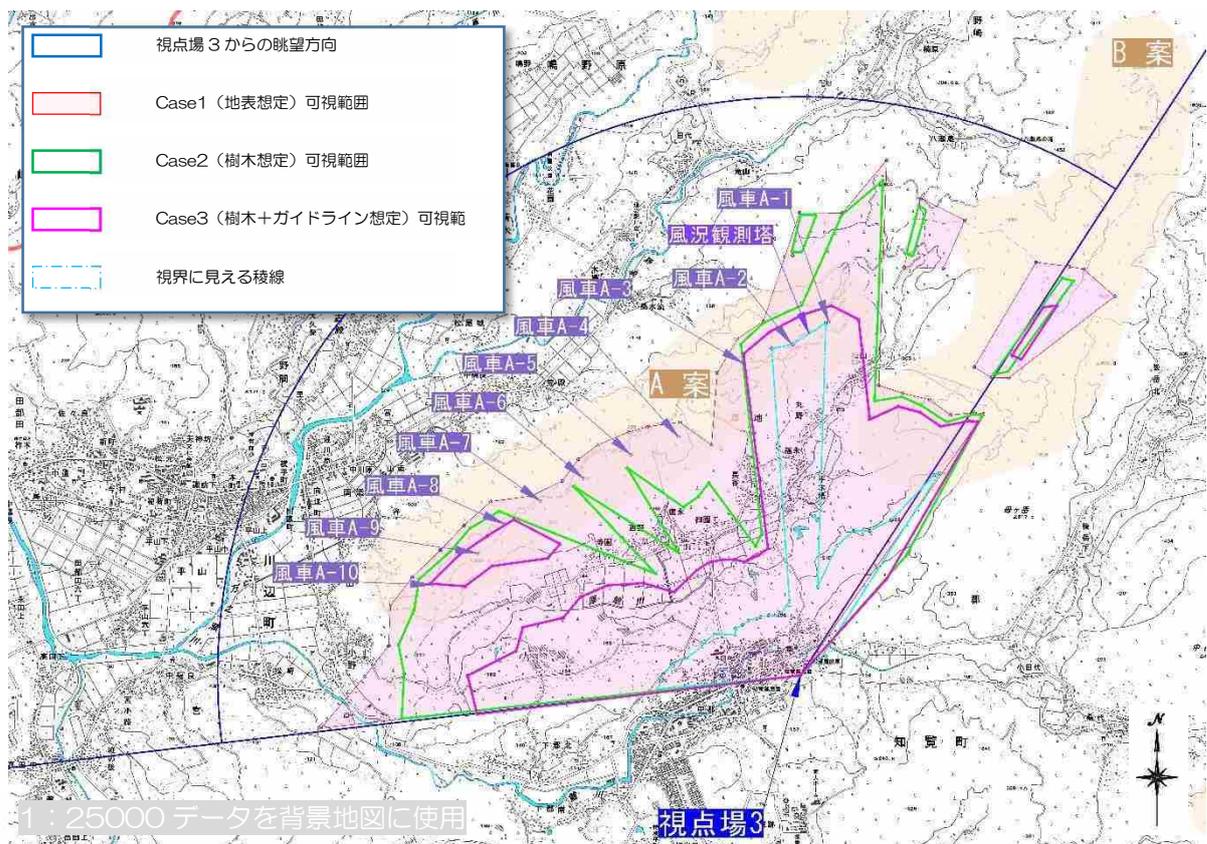
視点場2からの借景範囲の分析結果

第3節 視点場3：武家屋敷裏通り（竹林前）

視点場3からの眺望方向は、第2章 第2節に示す眺望範囲に基づき、図示しております。

Case1の可視範囲が一番広く、Case3が一番狭くなります。

風力発電施設計画A案、B案の事業実施想定区域と重なるものと推察され、風車A-1～10は、半分以上見える可能性があります。



視点場3からの借景範囲の分析結果

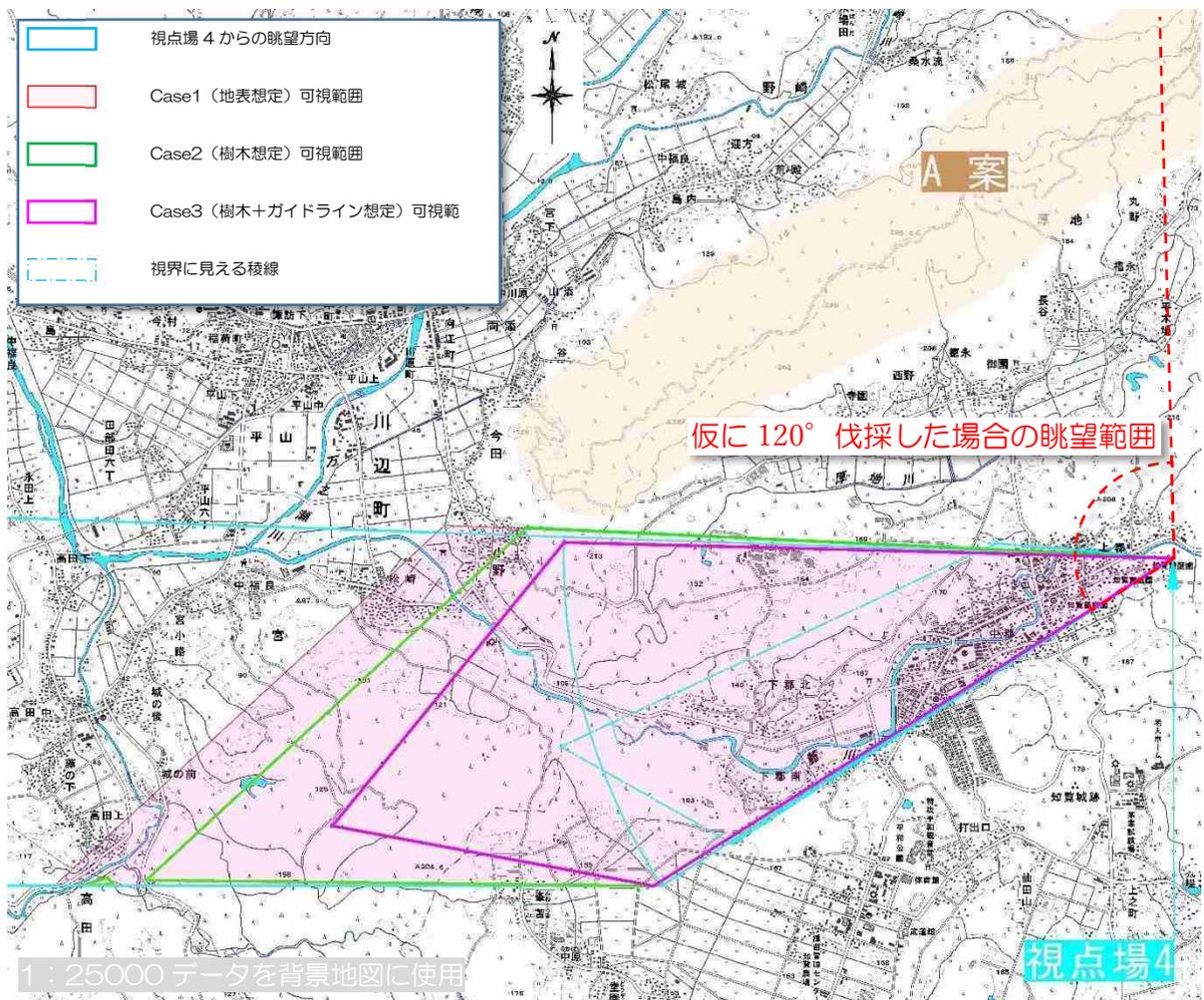
第4節 視点場4：亀甲城跡 展望台 (GL+5m)

視点場4からの眺望方向は、第2章 第2節に示す眺望範囲に基づき、図示しております。

仮に風力発電施設計画A案の全基が見える範囲まで頂上の樹木の伐採範囲を広げれば、Case1条件では計画されている全基が視認できる状態が見込まれます。(ただし、その可視範囲は、おおよそ視点場3からの可視範囲と重なることをサンプリング評価し確認しました)

設定範囲の眺望角はおよそ34°であり、人間の有効水平視野角30°(両目で同時に見える範囲は120°、水平視野角は200°)程度となっています。

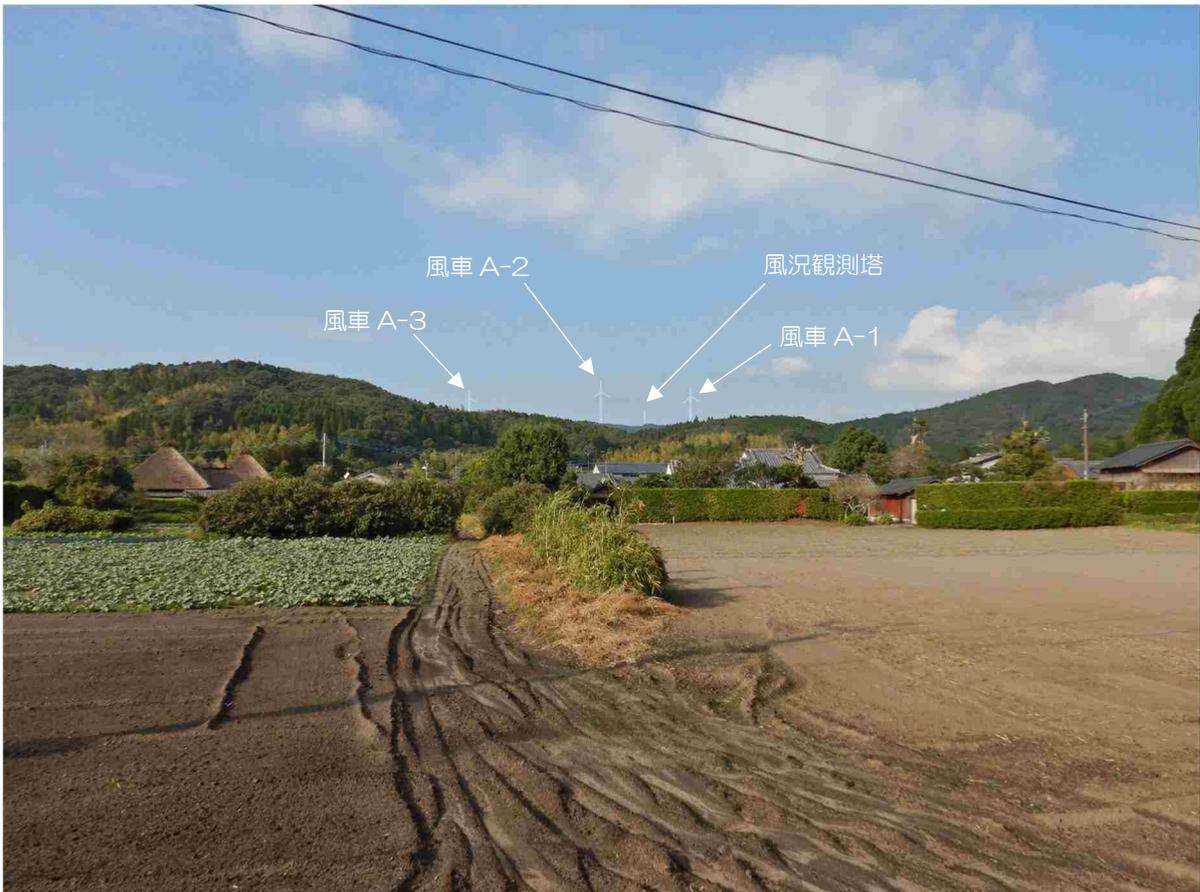
なお、地図上南(下)側については地形データがない範囲であるため、評価の対象外になります。



視点場4からの借景範囲の分析結果

第6章 モンタージュ分析

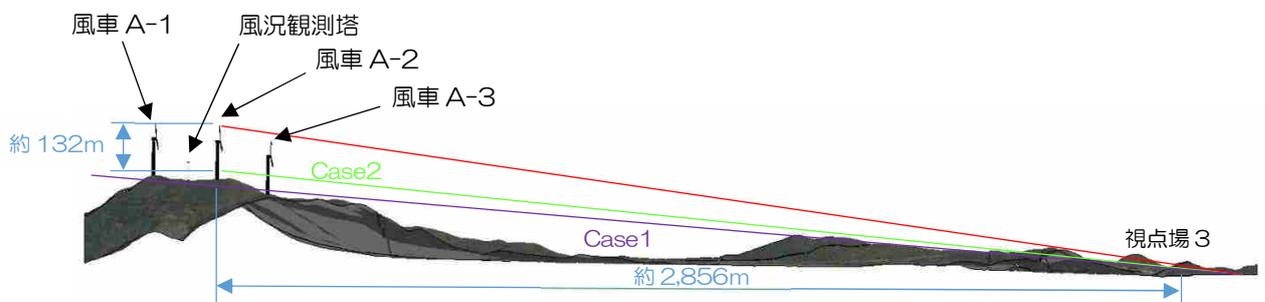
視点場3からの風況観測塔方向のモンタージュを以下に示します。風車 A-1 から風車 A-3 が視認されます。



視点場3からのモンタージュ写真

風力発電施設は、左右の尾根の裾野にあたり最も視認されるスポットと想定され、知覧麓庭園からも A 案の事業実施想定区域は見えやすいと推察されます。

断面図によると、一番高く見える風力発電施設(風車 A-2)が視認される高さは約 132m と推定されます。



モンタージュ断面図

モンタージュ断面図を評価した範囲は以下のとおりです。



モンタージュ断面図評価範囲

第7章 景観保全に関する制度の検討

第1節 保全区域設定の検討

1. 鹿児島県景観形成ガイドラインの垂直視角(見込角)1°

鹿児島県景観形成ガイドラインに基づくと、目立たないにしろ風力発電施設が視認されることを許容する法整備となっています。しかし、庭園の借景や街路からの景観の保全の視点では、風力発電施設や大型の建造物は重要伝統的建造物群保存地区から視認されないことが重要となります。ガイドラインをそのまま市民として許容するか、それとも黙認するか、または建造物を見えなくするか地域住民で議論を深めていく必要があります。

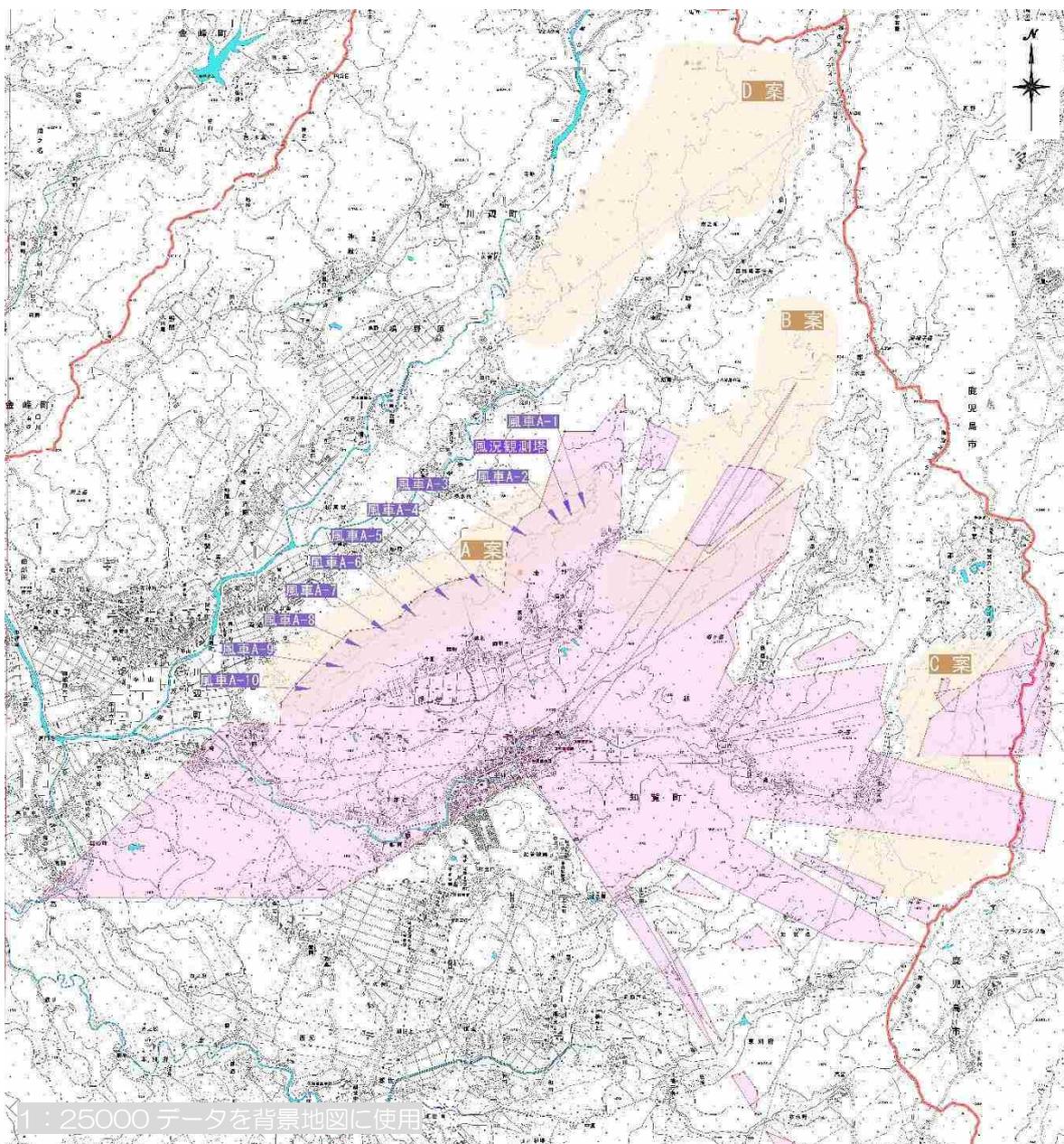
2. 保全区域設定

風力発電施設の可視範囲は、Case1の可視範囲が一番広く、鹿児島県景観形成ガイドラインに基づくCase3が一番狭くなります。現況に比較的近いのがCase2であり、借景の保全についてはこのCase2とCase3を基に検討すべきものと考えられます。

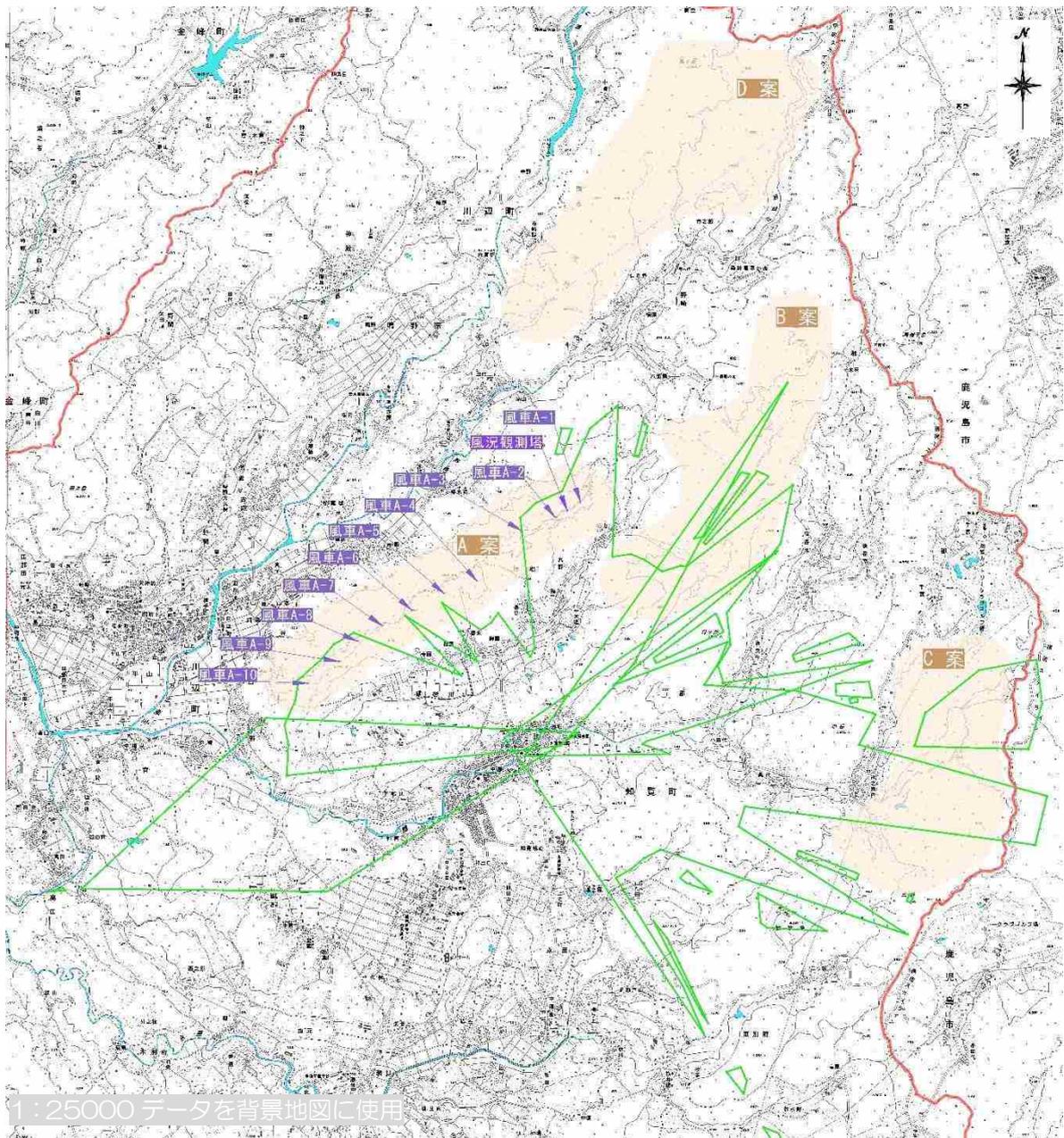
上記より、知覧麓庭園から全く見えない風力発電施設の既存計画の候補地は、D案になります。

今回の風力発電施設を主たる対象とした分析手法は、地形データを一律に分析したものであり、風力発電施設の建設検討を進めるにあたっては、実際の樹木等の調査を踏まえ、より緻密な計画を立案することが期待されます。

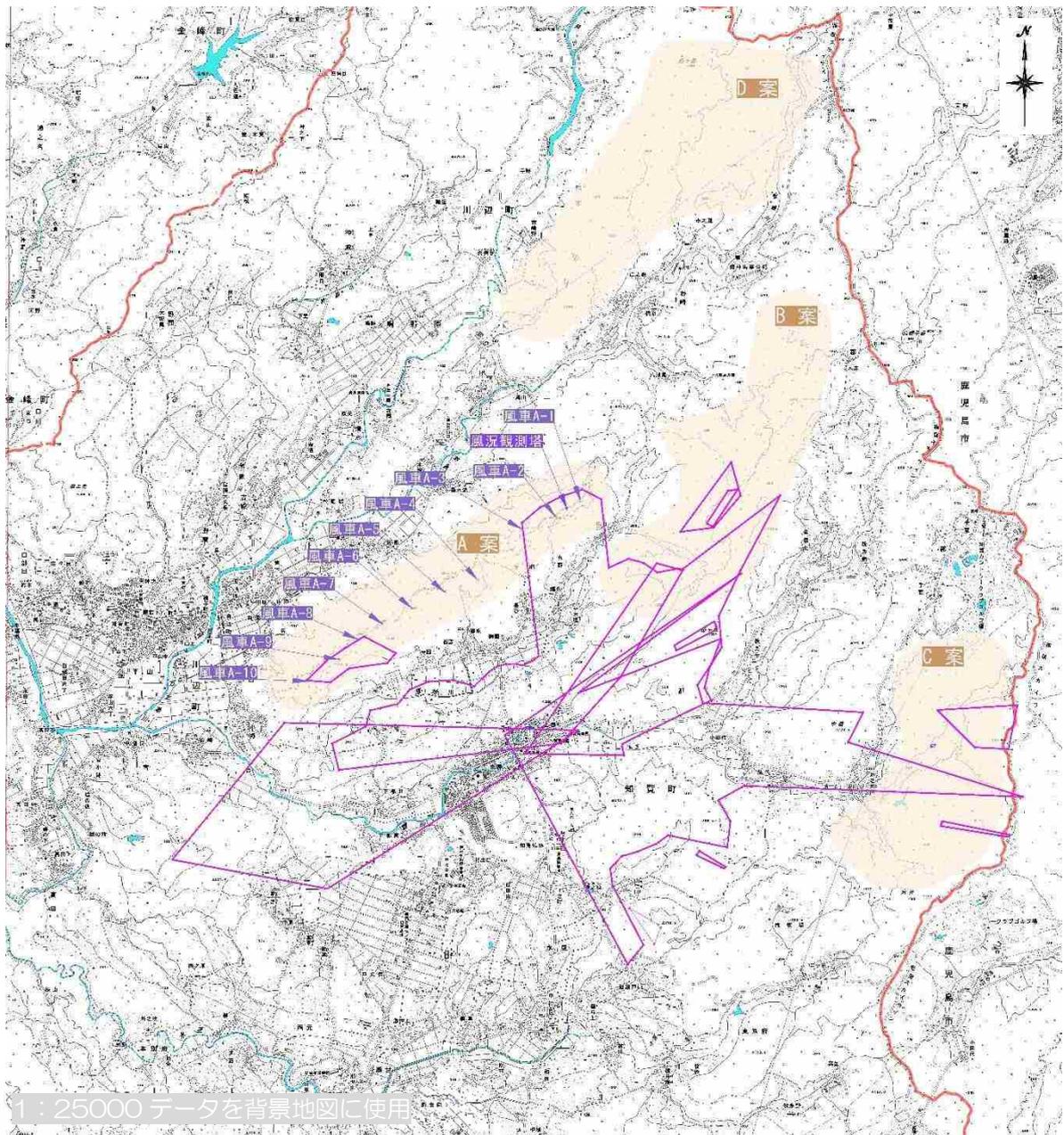
Case1~3それぞれの統合可視範囲は、以下に示すとおりです。



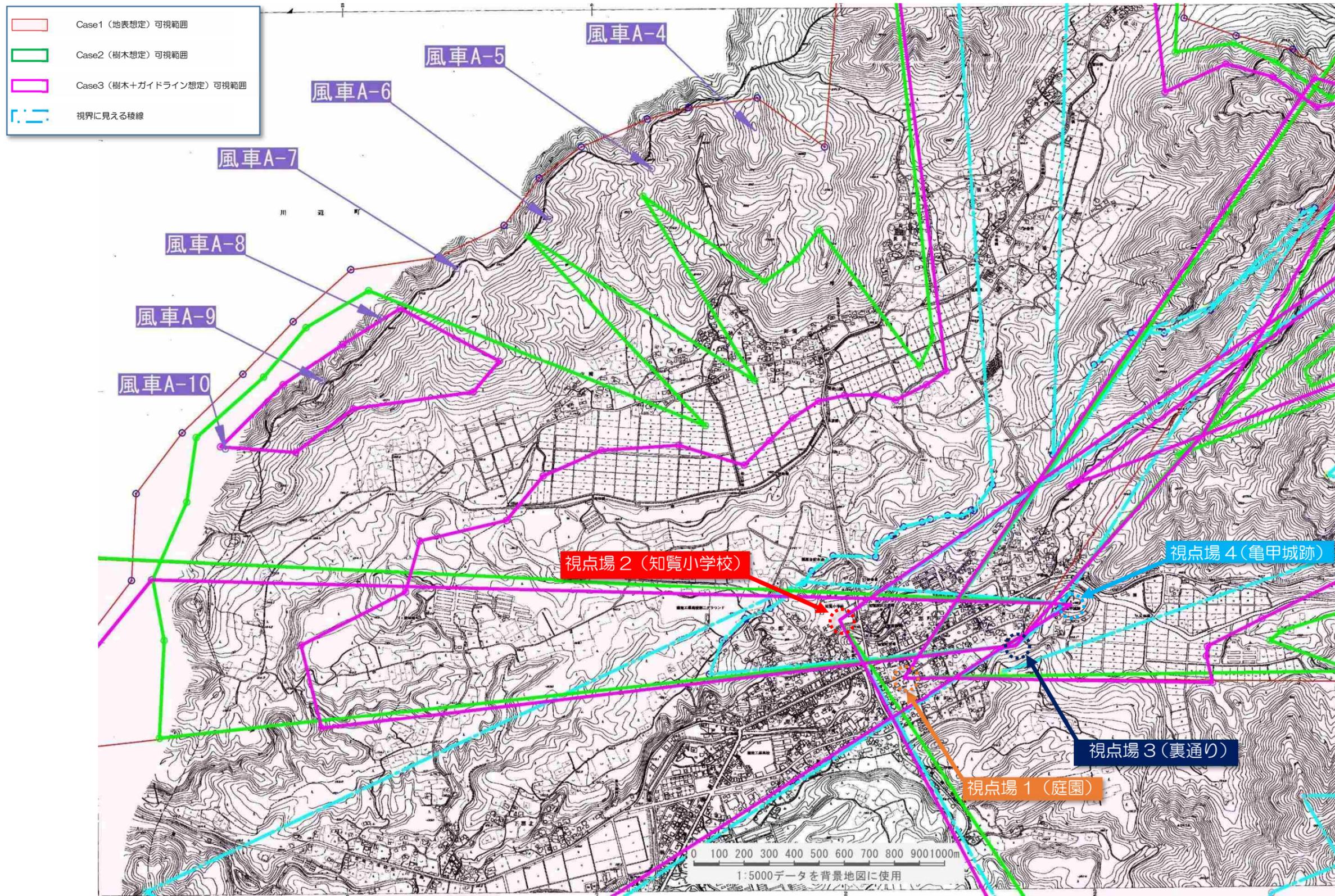
Case1 で評価した風力発電施設の可視範囲(制限範囲)



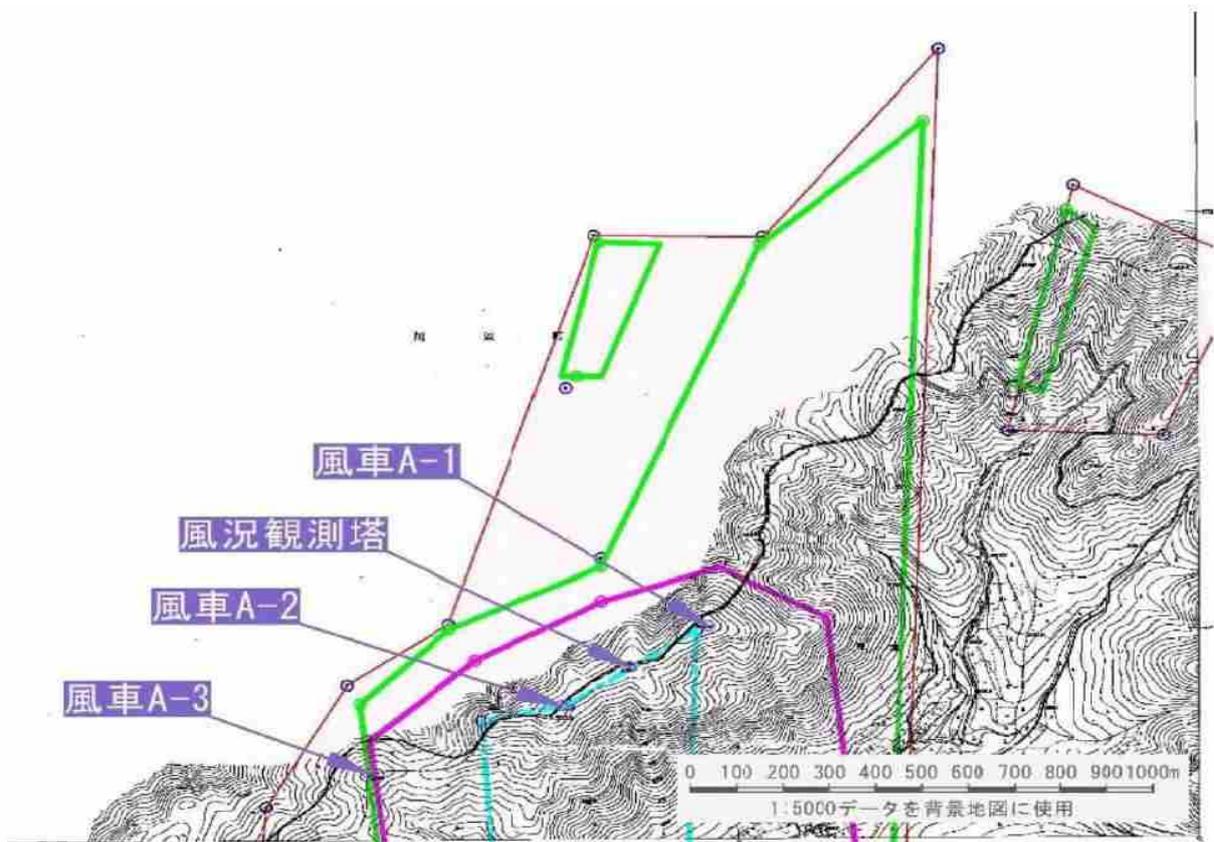
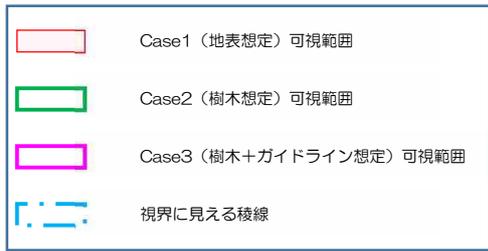
Case2で評価した風力発電施設の可視範囲(制限範囲)



Case3で評価した風力発電施設の可視範囲(制限範囲)



伝建地区周辺の風力発電施設の可視範囲(制限範囲)



風力発電施設(風車 A -1 ~3)の可視範囲(制限範囲)

第2節 借景の保全制度の検討

借景に関する保全制度は、歴史的まちなみを有する岡山県倉敷市の倉敷川畔美観地区における周辺眺望保全地区や岡山市後楽園の背景保全地区、青森県弘前市の大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区、京都市や金沢市等における眺望景観保全地域等全国的に著名な都市における制度があります（資料4 参照）。

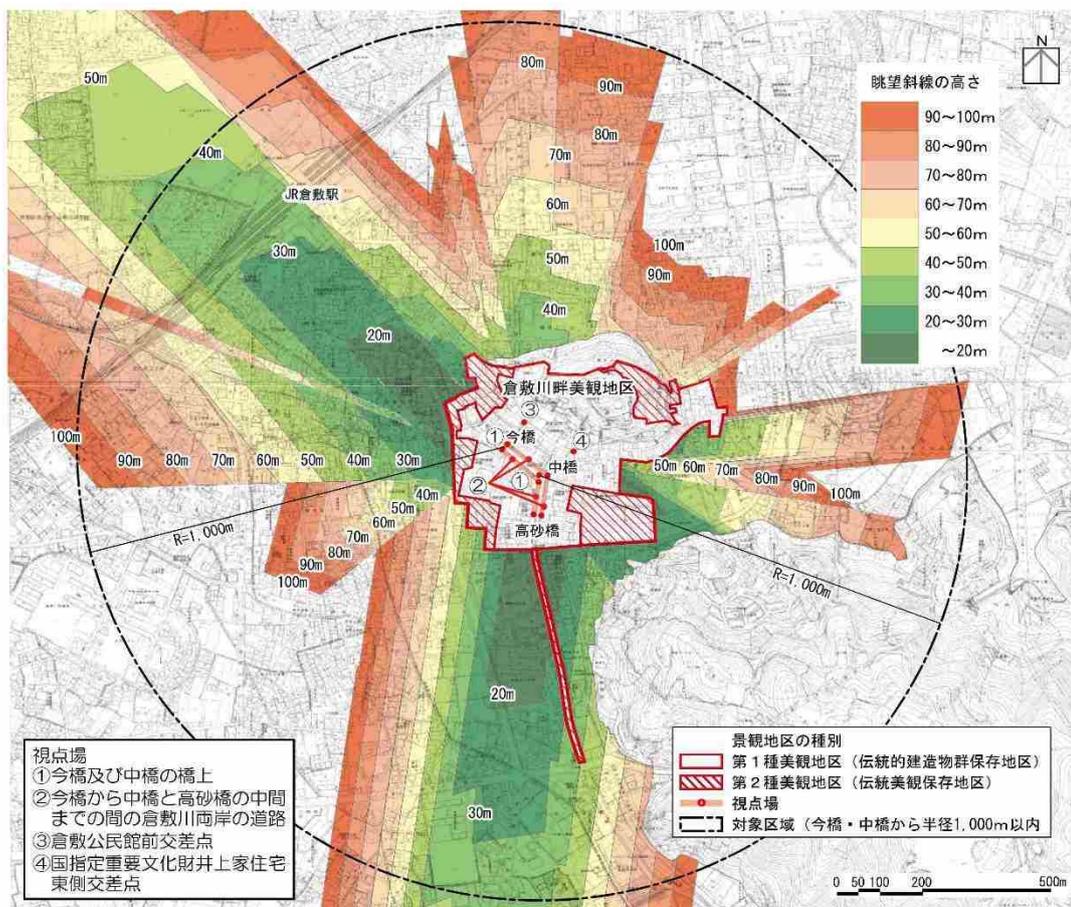
これらの保全制度においては、景観形成基準について、景観を保全する区域を設定し、地区内建築物の高さなどを規制する制度となっています。

本節では、各地の制度の事例に基づき、制度事例の概要と、本市において、その制度を適用した際の課題について検討します。

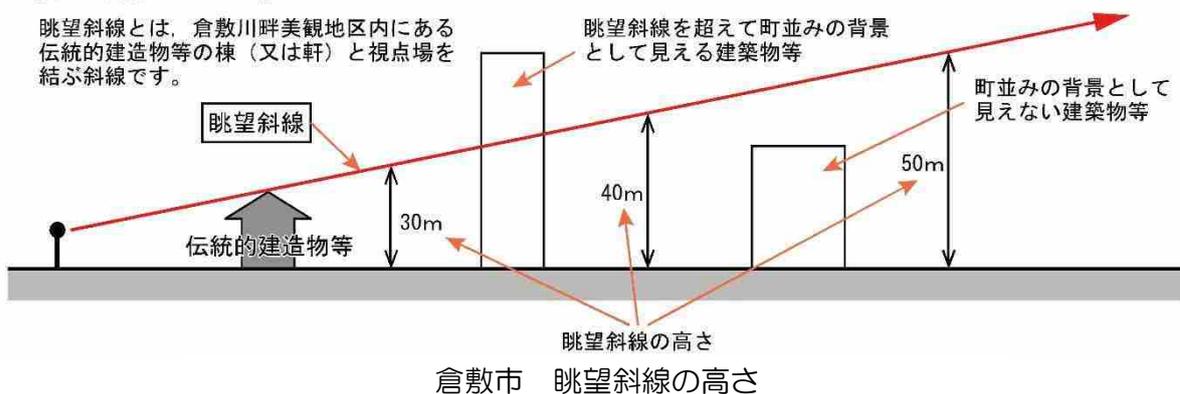
<借景の景観保全制度の事例の概要>

○ 視点場から半径1km以内の区域を設定し、眺望保全基準を設定している事例

倉敷市においては、倉敷川畔美観地区について、4地点の視点場から半径1km以内の対象区域を設定し、建築物等の規模及び敷地内における位置、または形態意匠に関する眺望保全基準を設定しております（資料5 P.60 参照）。

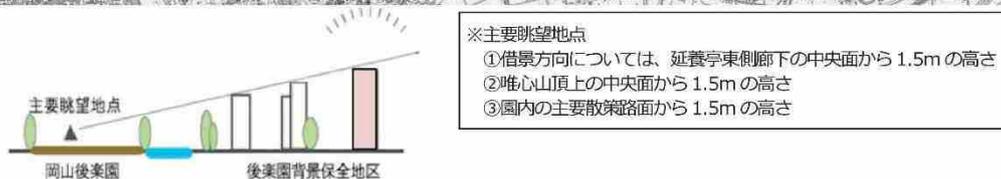
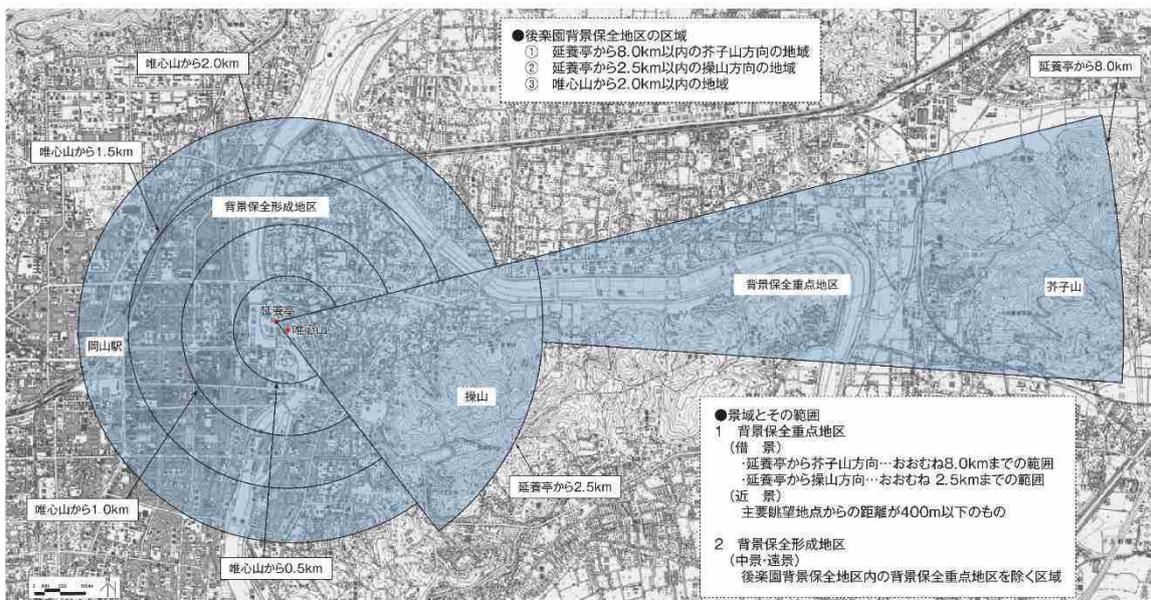


倉敷市 眺望斜線による高さの概略図



○ 借景保全重点地区、借景保全形成地区を設定している事例

岡山市の後楽園においては、後楽園からの良好な眺望景観を保全・形成するため、園内の施設の視点場から半径 0.5 km 以下、0.5～1km 以下、1～1.5 km 以下、1.5～2 km 以下の同心円の区域と芥子山・操山方向 2.5 km 以下、2.5～8 km 以下の背景保全重点地区を設定し、規制誘導を実施しています（資料 5 P.61 参照）。

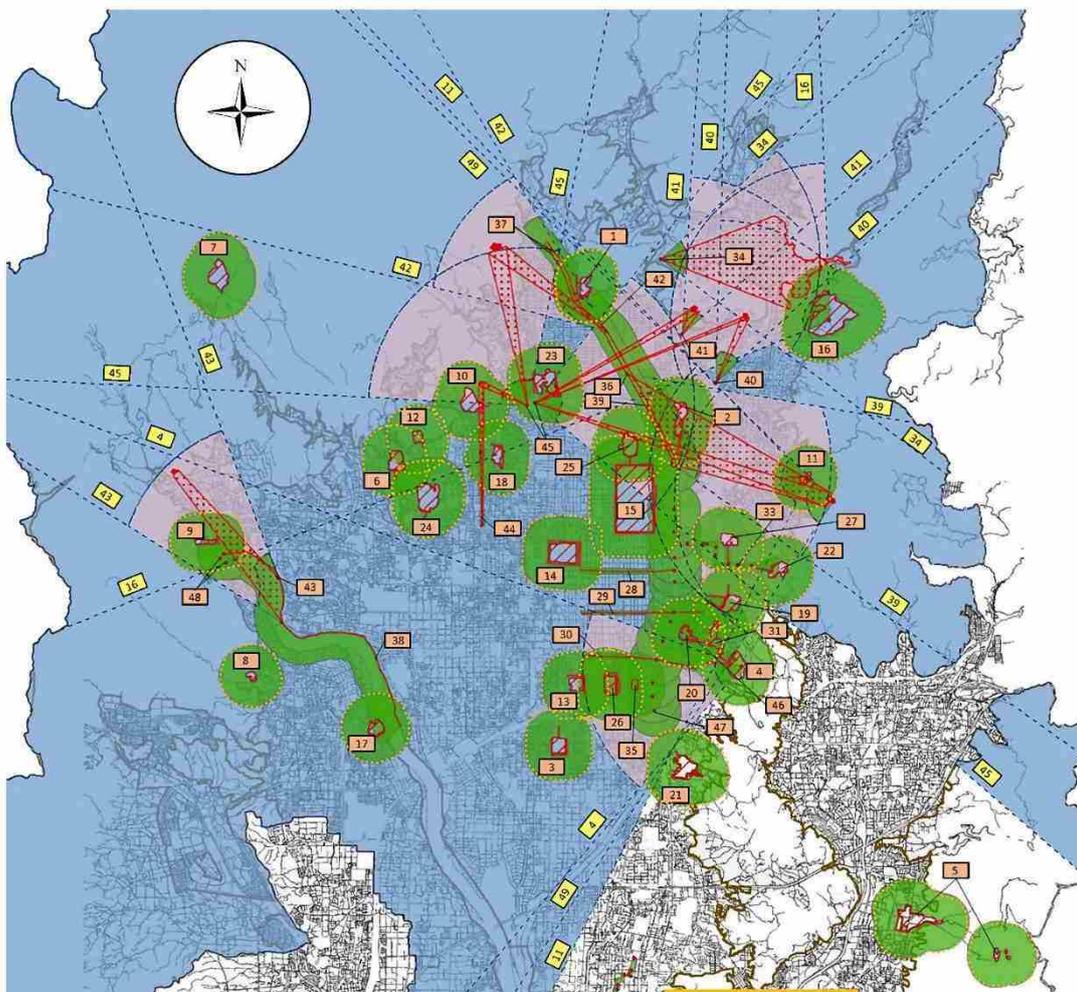


後楽園 眺望斜線による高さの概略図

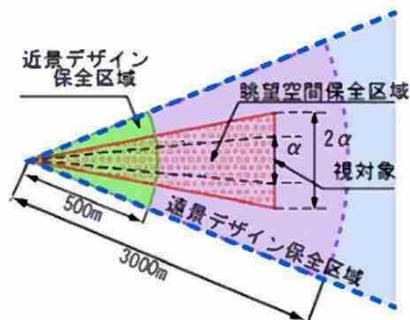
- ・背景保全重点地区：（借景）延養亭から芥子山方向：おおむね 8 km までの範囲
（近景）主要眺望地点からの距離が 400m 以下のもの
- ・借景保全形成地区：（中景・遠景）
後楽園背景保全地区内の背景保全重点地区を除く区域

○ 近景及び遠景デザイン保全区域を設定している事例

京都市においては、神社・寺院からの良好な眺望景観を保全するため、眺望空間保全区域を視対象 α の2倍(2α)の範囲とし、各神社・寺院の視点場から500m以下を近景デザイン保全区域、3000m以下を遠景デザイン保全区域として設定し、事前協議の対象範囲を定め、規制誘導を実施しています(資料5 P.62 参照)。



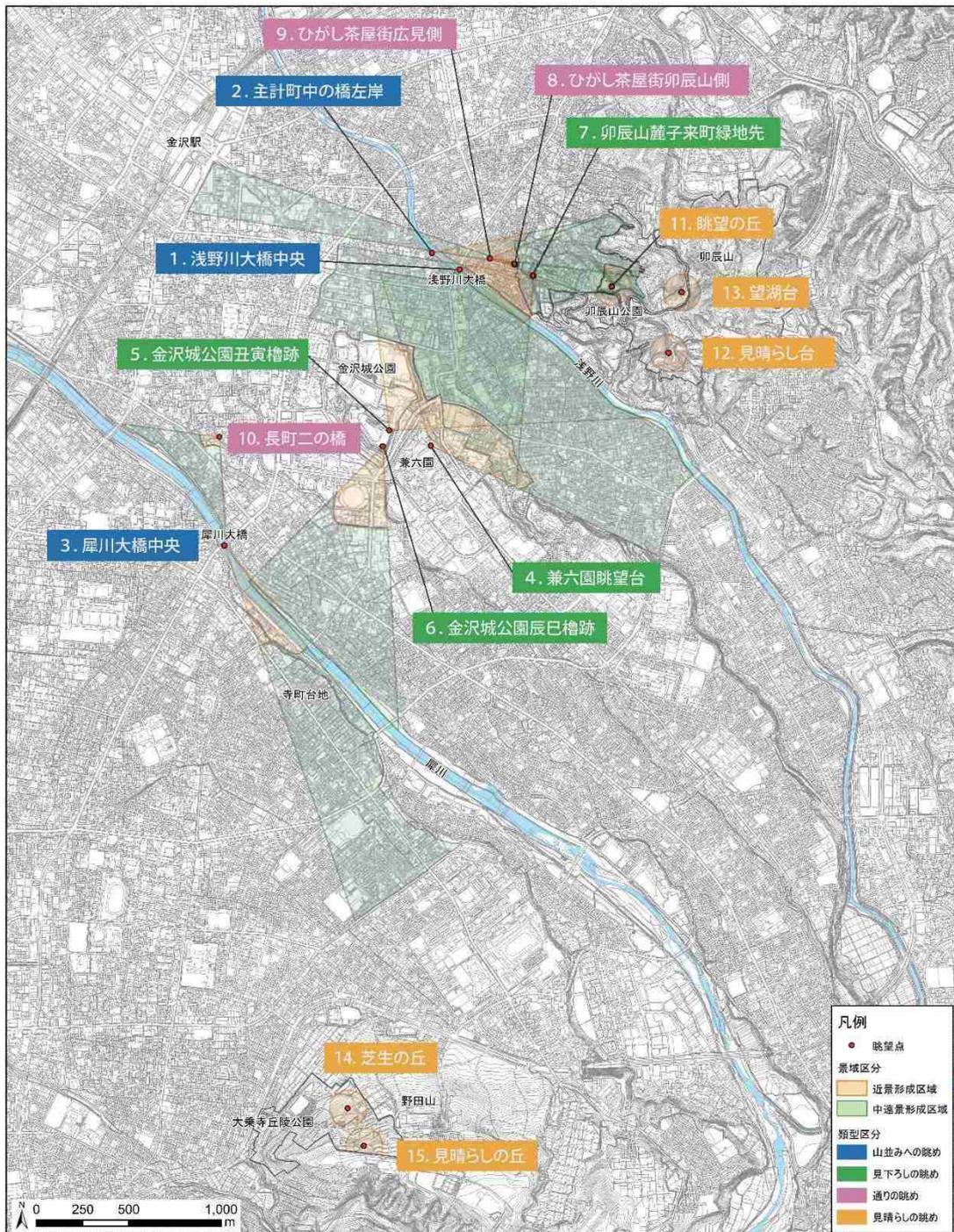
京都市 眺望空間保全地域図



京都市 眺望空間保全区域及び近景・遠景デザイン保全区域の概略図

＜近景形成区域、中遠景形成区域を設定している事例＞

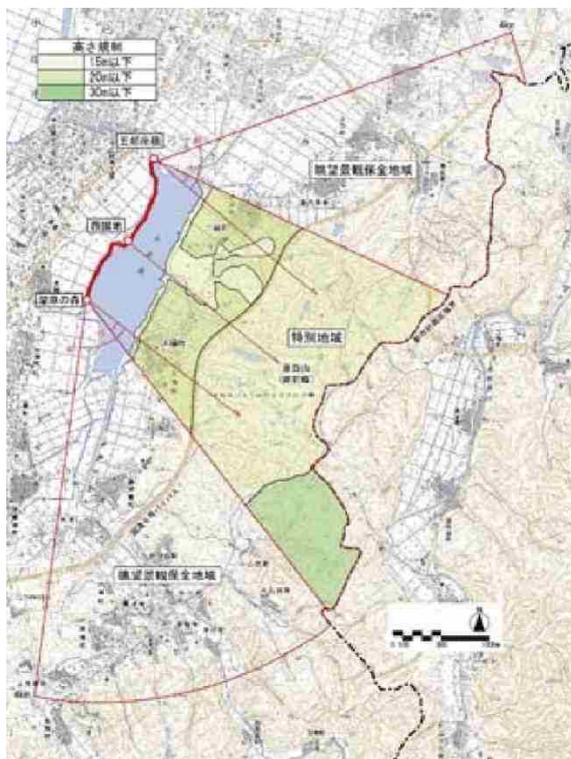
金沢市においては、河川の橋や護岸、兼六園、金沢城、街路、見晴らし台を視点場として近景形成区域、中遠景形成区域を設定し、眺めについて山並みへの眺め・見下ろしの眺め・通りの眺め・見晴らしの眺めに類型化して、規制誘導を実施しています（資料5 P.63参照）。



金沢市 眺望景観形成区域位置図

＜特別区域、高さ制限を設定している事例＞

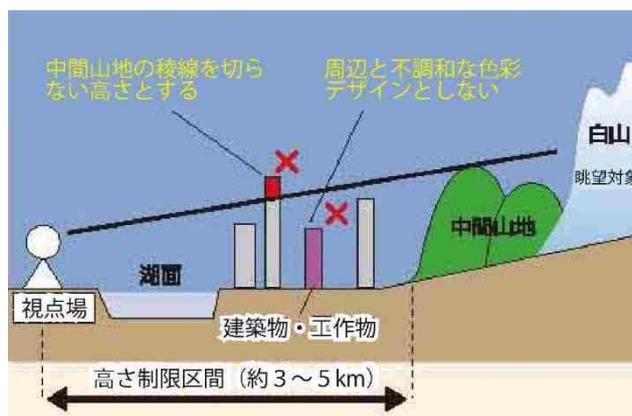
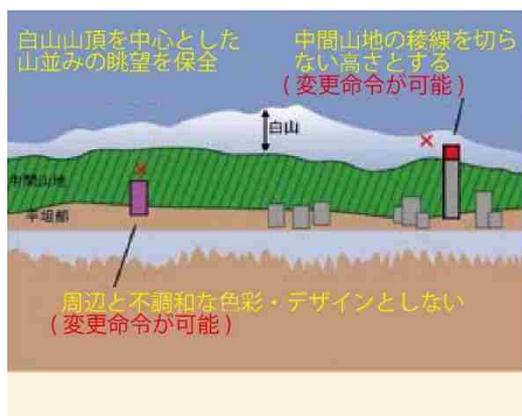
石川県小松市においては、白山の眺望を保全するため、眺望景観保全区域、特別地域等を設定し、高さ制限（15m以下、20m以下、30m以下）の規制誘導を実施しています（資料5 P.63 参照）。



小松市 白山眺望保全区域（木場潟）



小松市 白山眺望保全区域（柴山潟）



＜景観地区内で可能な制限＞

景観地区内で可能な制限の主なものを、景観法運用指針（国土交通省）、および景観計画策定の手引き（国土交通省／農林水産省／環境省）を参考に抽出しました。

景観計画で定める必須事項は以下のとおりです。

①景観計画の区域

（景観法 第8条 第2項 第1項）

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

（景観法 第8条 第2項 第2号）

③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

（景観法 第8条 第2項 第3号）

なお景観計画を運用するために、景観法に基づき条例（景観条例）に定めることが必要となる項目があります。

～都市計画で定める事項～

④地域地区の種類、位置及び区域（①に必要）

（都市計画法 第8条 第3項 第1号）

⑤面積

（都市計画法 第8条 第3項 第3号）

⑥建築物の形態意匠の制限（②に必要）／建築物の高さの最高限度又は最低限度／壁面の位置の制限／建築物の敷地面積の最低限度

（景観法 第61条 第2項）

※注意事項

- ・政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠については適用が除外されます。
- ・既存不適格建築物に対する損害を時価で補償しなければなりません。

～条例で定める事項～

⑦届出対象行為の追加

（景観法 第8条 第4項 1号／景観法 第16条 第1項 4号）

⑧工作物の形態意匠の制限／工作物の高さの最高限度又は最低限度／工作物の壁面後退区域における工作物の設置の制限

（景観法 第72条 第1項）

※注意事項

- ・道路標識、道路交通標識、地下工作物、屋外広告物等については適用が除外されます。
- ・公共施設又は都道府県警察等が設置する工作物を対処とする場合には、管理者と事前に調整するのが望ましいとされています。

⑨開発行為その他政令で定める行為の規制

(景観法 第73条 第1項)

※注意事項

- ・木竹の伐採に関する一定の行為や建築物の敷地内で行う一定の行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、適用が除外されます。
- ・国有林野又は公有林野等官行造林地内における木竹の伐採等の規制を定める場合は、当該森林局長と事前に調整するのが望ましいとされています。

＜景観計画と景観地区と地区計画の比較＞

景観計画と景観地区と地区計画を比較した表は、以下のとおりです（国土交通省 Web サイト「景観法アドバイザーブック」より）。

景観計画では、変更命令や勧告をすることができ、景観地区・地区計画になると認定（場合により是正命令等）や建築確認（場合により使用制限等）により、規制を担保しています。

景観計画と景観地区と地区計画の比較表

行為	制限	景観計画		景観地区		地区計画	
		景観法	変更命令 * 特定届出対象 行為に限る	景観法	認定	地区計画等形態 意匠条例 (景観法)	認定
建築物	形態意匠	景観法	変更命令 * 特定届出対象 行為に限る	景観法	認定	地区計画等形態 意匠条例 (景観法)	認定
	高さの最高限度	景観法	勧告	建築基準法 (景観法)	建築確認	建築条例 (建築基準法)	建築確認
	高さの最低限度	景観法	勧告	建築基準法 (景観法)	建築確認	建築条例 (建築基準法)	建築確認
	壁面の位置	景観法	勧告	建築基準法 (景観法)	建築確認	建築条例 (建築基準法)	建築確認
	敷地面積の最低限度	景観法	勧告	建築基準法 (景観法)	建築確認	建築条例 (建築基準法)	建築確認
	用途					建築条例 (建築基準法)	建築確認
	容積率の最高限度					建築条例 (建築基準法)	建築確認
	容積率の最低限度					建築条例 (建築基準法)	建築確認
	建ぺい率の最高限度					建築条例 (建築基準法)	建築確認
	建築面積の最低限度					建築条例 (建築基準法)	建築確認
	建築物に附属する垣、柵 の構造					建築条例 (建築基準法)	建築確認
	緑化率の最低限度					地区計画等緑化 率条例 (都市緑地法)	是正措置 (建築物の維持保全) 建築確認 (建築物の新築・増築等)
	工作物	形態意匠	景観法	変更命令 * 特定届出対象 行為に限る	景観地区工作物 制限条例 (景観法)	認定	地区計画等形態 意匠条例 (景観法)
高さの最高限度		景観法	勧告	景観地区工作物 制限条例 (景観法)	是正措置		
高さの最低限度		景観法	勧告	景観地区工作物 制限条例 (景観法)	是正措置		
壁面後退区域における 工作物の設置の制限				景観地区工作物 制限条例 (景観法)	是正措置	都市計画法	勧告

第3節 保全制度の設定の課題

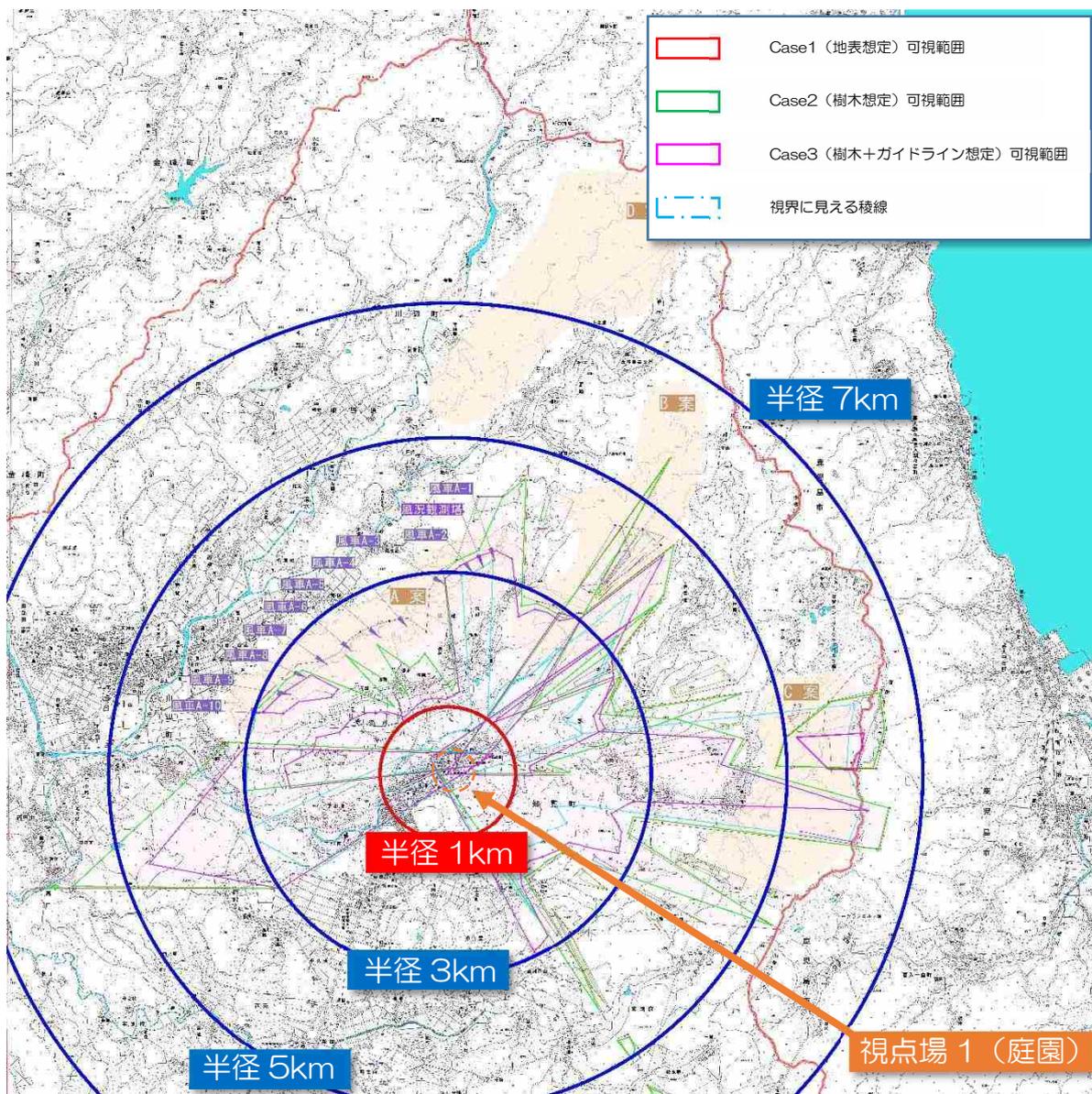
南九州市における借景の保全制度は、前述の各都市の事例を参考として、次のような制度（案）を検討し、各案の課題を抽出します。

今後、南九州市の実情を勘案し、各案を比較検討し、区域および高さ制限の設定と地域住民の合意が必要となります。

借景の保全制度（案）と課題

制度（案）	A案	B案	C案
概要	視点場から半径1km以内の区域を設定し、眺望保全基準を設定する制度（案）	借景保全重点地区、借景保全形成地区を設定する制度（案）	近景形成区域、中遠景形成区域を設定する制度（案）
制度の事例	倉敷市	岡山市後樂園	金沢市（京都市）
視点場の設定	半径1km圏域での視点場設定のため、その設定数は限定される。	視点場はやや多くなる。	広範囲なため、視点場数は多くなる。
区域の設定	半径1km圏域で、区域設定は容易である。	<ul style="list-style-type: none"> 借景保全形成地区は同心円のため、容易である。 借景保全重点地区は、各視点場からの山並みの方向を設定することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 近景形成区域は、500m範囲で容易である。 中遠景形成区域は、眺めの方向および視対象の設定が必要である。
区域の範囲	半径1km圏域のため、範囲は狭く、設定し易い。	周囲の視認される山並みの一部が対象となる。	周囲の視認される山並み全部が対象となる。
近景の設定	容易である。	借景保全形成地区として設定する。	近景形成区域として設定する。
中遠景の設定	中遠景の設定は一部の山並みのみに限定される。	借景保全重点地区として設定でき、周囲の視認される山並みの一部が対象となる。	周囲の視認される山並み全部が対象となる。標高により、高さ制限が異なる。
住民の合意形成	範囲が狭いため、地権者との合意形成は容易である。	範囲がやや広いため、地権者との合意形成はやや難しい。	範囲が広いため、地権者との合意形成は難しい。
行為制限	範囲が狭いため、高さ制限＋建物の色を制限し易い。	範囲がやや広いため、高さ制限＋建物の色等をやや制限し難い。	範囲が広く、標高も異なるため、高さ制限＋建物の色等の制限は難しい。
設定上の課題	視点場からの一律距離に基づく地区の指定方法では、地区内の背景保全を十分に実施できない。	視点場からの背景や視点場の再定義による地区の拡大や変更がやや難しい。	視点場からの背景や視点場の再定義による地区の拡大や変更がかなり難しい。

＜区域設定案イメージ＞



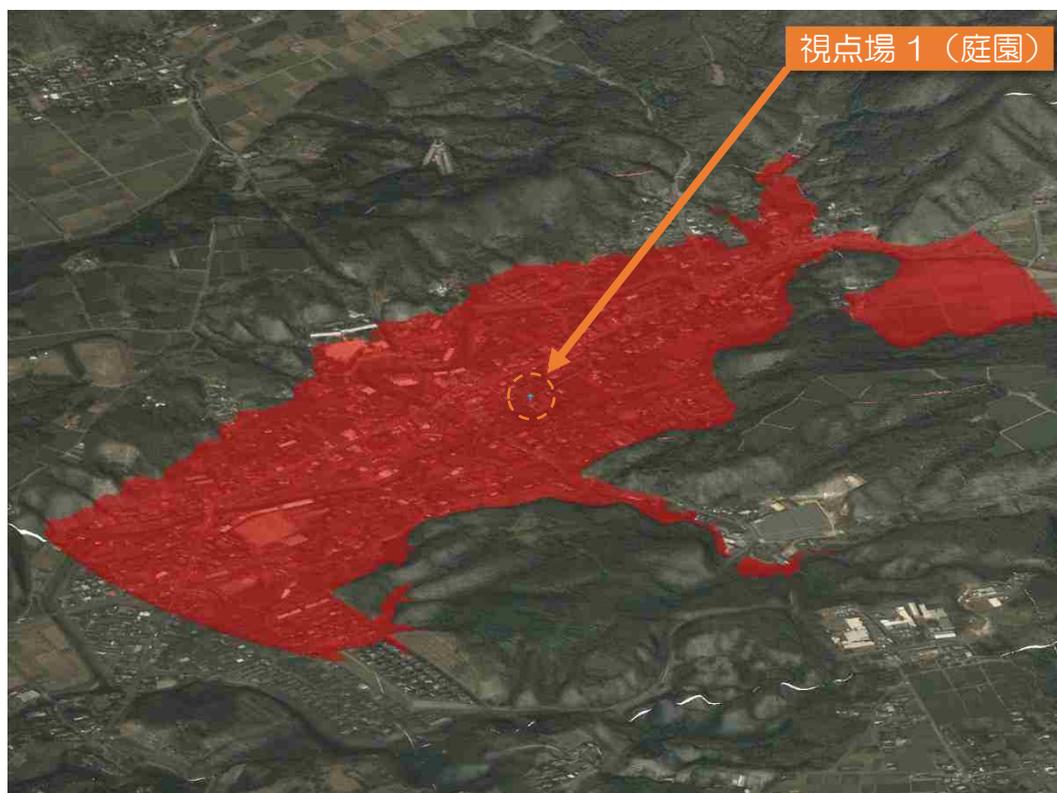
区域設定案 2D

＜規制案＞

- 近景区域：半径 1km 以内の同心円かつ標高庭園+10m 以下
視線の高さ 1.5m を起点とした眺望斜線による高さ、色彩規制
- 中景区域：半径 3km 以内の同心円かつ標高庭園+10m～100m 未満
視線の高さ 1.5m を起点とした眺望斜線による高さ、色彩規制
- 遠景区域：半径 3～7km の同心円かつ標高庭園+100m 以上
風力発電設置規制



区域設定案 3D



区域設定案 3D (半径 1km 以内)

第8章 その他の課題

〈知覧麓以外の地域との合意形成〉

知覧麓地域から風力発電施設を視認されないように計画した場合、他の川辺地域、穎娃地域から逆に視認されることも想定され、地域住民の理解を得る必要が出てくるものと推察されます。

パブリック・インボルブメント(Public Involvement : PI)は、市民等の多様な関係者に情報を提供した上で、広く意見を聴き、政策や計画の立案に反映するプロセスです。

パブリック・インボルブメント手法の体系化

	関係構築	意見集約
情報伝達	パンフレット	住民説明会
	学習会	ヒアリング
	現地フィールドワーク	公聴会
	学習会	パブリック・コメント
	広報	
利害調節	イベント	AHP（階層分析法）
	ロールプレイング	ブレインストーミング
	ゲーム論	CVM（仮想市場調査法）
	ワークショップ	アンケート
	フォーラム・シンポジウム	デルファイ法

地域住民との合意形成は、ワークショップ、パブリック・コメントを複数回開催する等、市民に積極的に参画してもらい、関係構築を丁寧に行うことで、主体感とともに満足感を得られるようサポートすることが合意への鍵となります（資料9～10 参照）。

〈借景となる山並みの保全手段〉

借景となる山並みの所有権の取得を今以上に推進することは、前項の内容も踏まえ、重要であると考えられます。自治体で基金を設立する手法や、まちづくりクラウドファンディング活用支援補助事業や MINTO 機構を活用し、幅広くまちづくり資金を募り、自治体や地域住民が森林保有の為に作る組合に支援する手法等が考えられます（資料8、11 参照）。クラウドファンディング型は、賛同に比例し予算も決まることになり、いかに市民に関与してもらえるか、市外の人々へ発信できるか構想するなかで、景観保全への機運を必然的に高めていく必要があり、PI 的なアプローチとも考えられます。

森林の伐採については、枕崎市周辺での鰹節焙乾燥用薪（シイ、カシ、マテバシイなど）の需要があることも否めません。昭和40年代以降、遠洋漁業と保冷技術が大きく発展し、燃料生産業（たきものや：2012年で30～50業者）として森林所有者から直接山買いをする形や集落有林では入札する形になってきたようです。なお輪伐期は35～60年くらいと

されており、伐採後は萌芽により更新が図られている状況です。

広葉樹林をやみくもに保全や保護の対象とするのではなく、地域と密着した自然の利用として考えられている側面もあります（資料 6 参照）。

＜自然・再生可能エネルギー施設の維持管理・撤去＞

自然・再生可能エネルギーの活用に伴いメガソーラー等様々な発電施設がこれまで建設されてきており、昨今その維持管理や撤去に際し、敷地の草はらいや生垣等の維持、施設寿命を終えた後の自然再生等、景観保全の視点が求められています。

＜自然・再生可能エネルギーの活用と地域住民の合意形成＞

自然・再生可能エネルギーの活用は、未来に向け今後益々推進されることが予想されます。一方、景観に大きな影響を及ぼす風力発電・太陽光発電・大規模な水力発電等の新規建設は、地域に相応しくないという考え方もあります。現時点でこれらの問題に対し考えられる主な選択肢は、以下のとおりです。

1. 他の小水力発電・地熱発電・バイオマス発電等といった景観上の影響が小さい選択肢を模索する
2. 景観を優先する地区を設定する代わりに、自然・再生可能エネルギーの推進地区も設定する
3. さらにエネルギー効率の良い製品、エネルギー効率の高い自然・再生可能エネルギーの登場といった技術革新により、景観に大きな影響を及ぼすメガソーラー等の新規建設を抑制する

電力に依存した発展的で快適な生活と昔ながらの景観の保全、二つの観点の共生が必要であり、地域住民の合意形成が必要であると考えられます。

＜持続可能な観光振興＞

観光振興としては、今後とも庭園の借景や街路からの景観を保全し、その推進を図る必要があります。借景・景観の現状維持は必須ですが、必要最低条件とも言えます。

また、南九州市の 2020 年(令和 2 年)12 月末の人口は、34,151 人であり、2016 年(平成 28 年)の南九州市人口ビジョンでは、2060 年には 15,687 人まで減少すると推計されています。

このような状況を踏まえ、現状の観光資源をさらに活用し、地域経済を活性化させ、より持続可能な観光振興を図ることが重要であり、それらに対する取り組みが必要であると考えられます。

人口減少、少子高齢化、後継者・担い手不足等の社会状況において、観光振興や地域活性化の方向性、土地利用のあり方等、様々な施策について、景観と一体となった総合的な地域計画が一層求められます。

＜景観保全意識の啓発＞

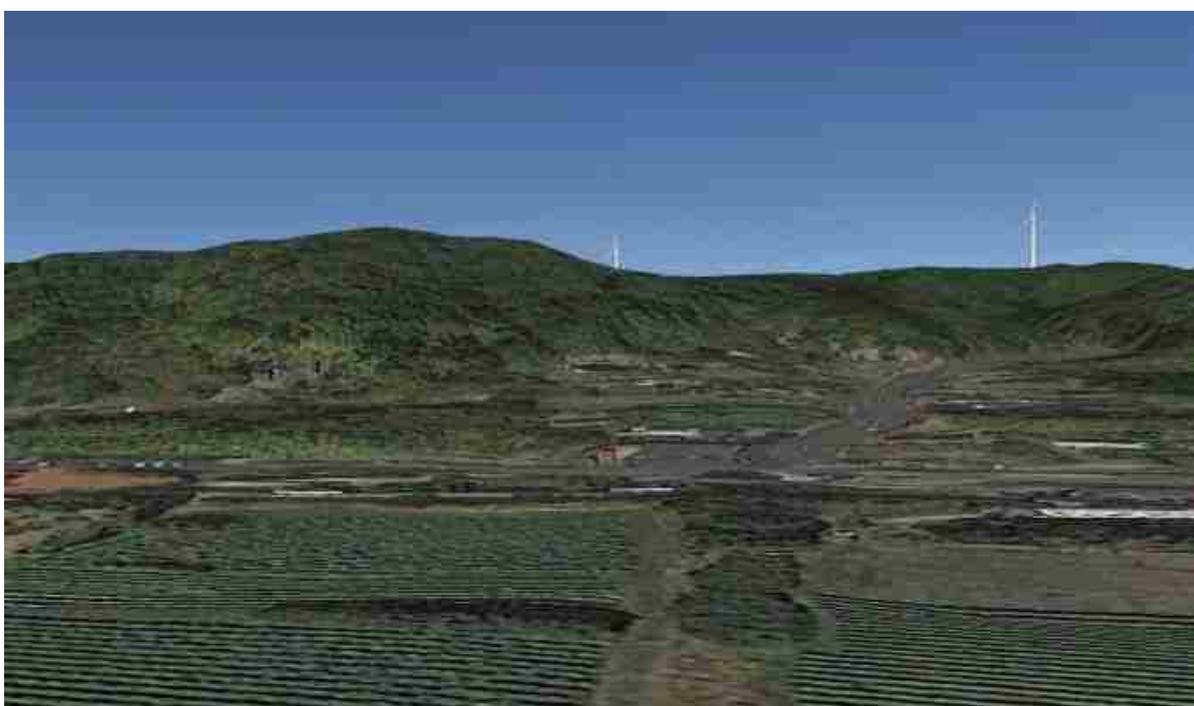
欧州においては、景観保全は公益・公共の福祉との考えが広く社会に浸透しているため、良好な景観が保全されています。日本において、このような景観保全の考え方が広がれば、今後より一層自然と調和した景観を人々が描くようになると期待されます。

以上。

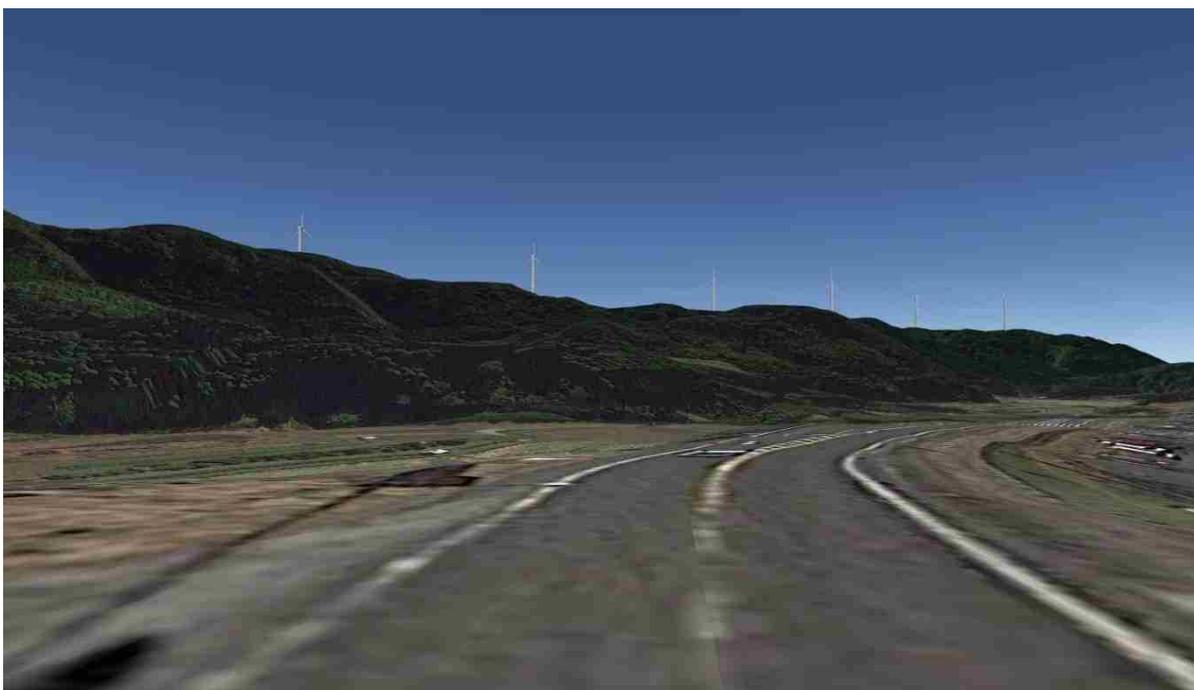
資料



視点場 3 から北西方向のモニターシュ写真 (Google Earth Pro より)



視点場 3 から北東方向のモニターシュ写真 (Google Earth Pro より)



道の駅 川辺やすらぎの郷からのモンタージュ写真 (Google Earth Pro より)



諏訪運動公園展望所下からのモンタージュ写真 (Google Earth Pro より)



清水小学校正門前からのモンタージュ写真 (Google Earth Pro より)